令和８年第４回　飯塚市議会会議録第６号

令和８年９月２８日（月曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第２７日　　９月２８日（月曜日）

第１　常任委員会委員長報告
　１　総務委員長報告（質疑、討論、採決）
　（１）議案第　９０号　令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）
　（２）議案第　９８号　飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
　２　福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）
　（１）議案第　９１号　飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例
　（２）議案第　９２号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
　（３）議案第　９３号　飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
　（４）議案第　９４号　飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
　（５）議案第　９５号　飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例
　（６）議案第１００号　財産の取得（端末管理機能ライセンス）
　（７）議案第１０１号　訴えの提起（介護給付費返還請求事件）
　（８）議案第１０２号　指定管理者の指定（飯塚市文化会館）
　３　協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）
　（１）議案第　９６号　飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例
　（２）議案第１０５号　令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）
　（３）議案第１０６号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
　４　経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）
　（１）議案第　９７号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例
　（２）議案第　９９号　契約の締結（競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事）
　（３）議案第１０３号　市道路線の認定
　（４）認定第　１１号　令和７年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
　（５）認定第　１２号　令和７年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
　（６）認定第　１３号　令和７年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
　（７）認定第　１４号　令和７年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定
第２　令和７年度決算特別委員長報告（質疑、討論、採決）
　１　認定第　１号　令和７年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定
　２　認定第　２号　令和７年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
　３　認定第　３号　令和７年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
　４　認定第　４号　令和７年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
　５　認定第　５号　令和７年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定
　６　認定第　６号　令和７年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

７　認定第　７号　令和７年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
８　認定第　８号　令和７年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定
９　認定第　９号　令和７年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
10　認定第１０号　令和７年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定
第３　議会運営委員長報告（質疑、討論、採決）
１　請願第１８号　旧鎮西中学校跡地売却にかかる公募・審査・採点・落札における不透明性の解明のための百条委員会（地方自治法第１００条に基づく特別委員会）の設置を求める請願
第４　人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
１　議案第１０４号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
第５　議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
１　議員提出議案第７号　福岡県政をめぐる事態の徹底究明を求める決議
２　議員提出議案第８号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出
３　議員提出議案第９号　国際刑事裁判所（ＩＣＣ）赤根智子所長に対するアメリカ政府の制裁に関する意見書の提出
第６　報告事項の説明、質疑
１　報告第１７号　専決処分の報告（物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
２　報告第１８号　専決処分の報告（公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
３　報告第１９号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
４　報告第２０号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
５　報告第２１号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
６　報告第２２号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
７　報告第２３号　専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）
８　報告第２４号　専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）
９　報告第２５号　継続費精算報告書の報告（令和７年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）
10　報告第２６号　令和７年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告
第７　署名議員の指名
第８　閉　会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（城丸秀高）
これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第９０号」から「議案第１０３号」までの１４件、「議案第１０５号」、「議案第１０６号」及び「認定第１１号」から「認定第１４号」までの４件、以上２０件を一括議題といたします。
「総務委員長の報告」を求めます。１０番　田中武春議員。
○１０番（田中武春）

総務委員会に付託を受けました議案２件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第９０号　令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました「飯塚鎮西中学校区給食調理等業務委託に係る飯塚市契約規則第５２条に規定されている契約保証金の取扱いについて、及び、同条第２項に規定されている契約保証金の全部または一部免除について」は、本業務は、令和８年度補正予算の議決後に業者選定を行うが、議案質疑の答弁の際に、現在の受託業者との契約内容についての答弁を行い、誤解を与えてしまったが、本業務は、プロポーザル方式により受託候補者を決定し、契約にあたっては、飯塚市契約規則第５２条第１項により、「契約保証金を納めさせなければならない。」とある。ただし、飯塚市契約規則第５２条第２項の各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部を免除することができるため、契約に当たり、各号の要件に該当するか確認を行うという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、小中学校体育館空調設備設計委託料について、先行して実施する５校はどのような基準で選定されたのかということについては、今回活用する国庫補助の要件に、児童生徒の熱中症対策にとどまらず、災害時における避難所機能強化も重要な柱として掲げられており、本市のほとんどの小中学校体育館は、地域住民が避難生活を送るための極めて重要な避難所であり、防災拠点として位置づけられているため、熱中症対策としての緊急性は全校同等であるという前提に立ち、もう一つの柱である災害時の避難所機能強化に着目して選定した。市の地域防災計画等に基づき、指定緊急避難場所を含む指定避難所であるかや、地域における防災上の重要度といった客観的な基準を当てはめて整理し、結果として、今回の５校とした。国庫補助の要件である「児童生徒の安全」と「避難所機能強化」という２つの柱を最大限に満たすための選択であり、今回先行する５校以外の学校についても、引き続き、早期の設置に向けて全力を尽くしていくという答弁であります。

この答弁を受け、避難所指定の小中学校体育館には、早急に整備をする必要があるため、対象の２５校に対して整備計画を策定し直し、今回の５校以外も含めて順番を再検討してほしいという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第９８号　飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、現在の消防団員数及び本制度が適用された実績はあるのかということについては、令和８年９月１日現在で消防団員数は９１０名であり、本市合併後に本制度が適用された実績はないという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。２８番　道祖　満議員。

○２８番（道祖　満）

「議案第９０号　令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）」について、賛成の立場から討論いたします。

今回の補正予算には、債務負担行為の補正に、小中学校体育館空調設備設計委託料が計上されていますが、今回計上されている小中学校体育館空調設備設計委託料では、５校について設計を実施するとのことですが、設計する５校の選定基準については、飯塚市地域防災計画の避難所に指定され、計画に示されている避難所開設基準のレベル３相当で開設される５校を対象校にして

いるとのことでありますが、この開設基準は、飯塚市地域防災計画の風水害応急対策計画の避難対策に示されています。

しかし、飯塚市地域防災計画では、風水害時だけではなく、震災時についても震災応急対策計画が示されており、その避難対策での避難所開設基準では、震度の状況により６校が対象校となっています。

今回の設計する選定基準には、震災時の避難所の対象校は検討されず、風水害時の５校が選考される計画となっています。令和８年８月２７日開催の令和８年熊本地震非常災害対策本部会議及び令和８年８月千葉豪雨に関する関係閣僚会議第（１３回）では、令和１７年度までに１００％とされていた避難所となる公立小中学校の体育館等の空調設置目標を前倒しし、令和１３年度までに１００％とすることにしたとの発表があっています。飯塚市地域防災計画の避難所開設基準により小中学校の体育館に空調設備の整備を行っていくならば、風水害時だけではなく、震災時についても併せて検討すべきと考えます。今回５校を選定するに当たっては、改めて、その視点も踏まえて検討すべきであるということを申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、「議案第９０号　令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）」について、反対の立場から討論を行います。

今回の補正予算には、国、県支出金を財源とする高齢者施設のための地域介護・福祉空間整備等補助金、物価高騰の影響を受けている保護者の負担軽減のための私立保育所等給食費支援事業費支援金のほか、一般財源を含めた災害復旧費が計上されています。小中学校体育館の空調設備設計委託料は、５校を対象に限度額２２２３万９千円、期間は令和８年度から令和９年度までとするものです。

今回の補正予算にむやみに反対はしませんが、気候危機が急速に進行する下での酷暑を考慮すれば、教育環境の安全確保とともに、避難所の機能強化の視点から２５校全てを対象にした早期整備が求められます。国は財政支援を抜本的に強化すべきです。以上については、同意するものであります。

飯塚鎮西中学校区給食調理等業務委託料は、限度額１億９７２０万８千円、期間は令和８年度から令和１２年度までとするものです。学校給食調理業務は現在、直営が４校で民間委託が２１校です。直営は筑穂中学校、上穂波小学校、大分小学校、内野小学校。民間委託企業は５社で、一富士フードが５校、立岩小学校、片島小学校、菰田小学校、二瀬中学校、伊岐須小学校。株式会社日米クックが３校、飯塚第一中学校、飯塚小学校、鯰田小学校。ハーベストネクスト株式会社が６校、小中一貫校飯塚鎮西校、八木山小学校、穂波西中学校、若菜小学校、椋本小学校、高田小学校。共立ソリューソンズが３校、飯塚第二中学校、飯塚東小学校、小中一貫校穂波東校。そして、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社九州・沖縄支店が４校、小中一貫校幸袋校、小中一貫校嶺田校、庄内中学校、庄内小学校を受注しています。

学校給食について、本市は、「国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない。」とする学校給食法第５条の規定する任務を果たすためには、学校、栄養職員、調理員、教育委員会が日常的に情報を共有し改善していくことが必要です。このような大規模な民間委託が行われる状態で、この任務はどのように果たされているのでしょうか。

いくつかの視点で見ていきたいと思います。第１に、安全性です。学校給食では、食物アレルギーへの対応、異物混入の防止、食材や調理器具の管理、手洗い、加熱処理、汚染区域と非汚染区域の区分など、毎日の細かな衛生管理が必要です。飯塚市の委託事業者選定においても、こうした衛生管理について、評価、確認する仕組みが設けられています。しかし、給食の安全は、契約書やチェック項目だけで完成するものではありません。学校、栄養職員、調理員、教育委員会

が日常的に情報を共有し、こどもたちの食べる状況や食べ残し、アレルギー対応などを踏まえて改善していくことが必要です。

第２は専門性と継続性です。学校給食の調理には、大量調理や衛生管理だけでなく、それぞれの学校の施設条件、児童生徒の発達段階、アレルギー対応、食育などについての経験と専門性が必要です。直営方式であれば、市が採用、配置、研修、経験の継承を一体的に行うことができます。学校給食を支える専門性を民間事業者の中だけに蓄積するのではなく、飯塚市の公共サービスとして蓄積することが重要です。

第３は、財政面の比較を明確にすべきだということです。債務負担行為の限度額は１億９７２０万８千円です。民間委託の委託料だけを示して効率的だと判断するのではなく、直営方式の場合の人件費、採用、研修、代替職員の確保、衛生管理、設備管理などを含めて、５年間の総費用を同じ条件で比較する必要があります。安ければよいというわけでもありません。さらに、委託事業者の監督、検査、契約変更、事業者変更時の引継ぎ、万が一の事業継続困難時の対応まで含めて検証すべきです。

総務委員会における、飯塚市契約規則第５２条第２項の各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部を免除することができるため、契約に当たり各号の要件に該当するか確認を行うという答弁は契約保証金の免除がこれまで恣意的に行われていなかったか、今後、調査の必要性があります。私の議案に対する教育部長の答弁について、私が誤解を与えられたことはありません。

第４は、行政責任です。本市は学校給食の民間委託について、現在の学校給食の安全性や品質を保ちながら、事業運営の効率性向上を図ることを目的としていると公表しています。しかし、事業運営の効率性向上とは一体何のことでしょうか。民間委託をしても、こどもたちに安全で安定した給食を提供する最終的な責任が飯塚市からなくなるわけではありません。事故、災害、感染症、食材不足、急な人員不足、そして委託事業者が業務を継続できなくなった場合など、通常とは違う事態に市がどう対応するのか。そのためには飯塚市自身が学校給食について、十分な専門性と現場対応力を持っていることが重要です。

この視点から私は、学校給食について、自校調理方式を堅持し民間委託を当然の前提とするのではなく、市が責任を持つ直営方式とすべきだと考えます。

以上で私の討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第９０号　令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第２号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第９８号　飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。１８番　吉田健一議員。

○１８番（吉田健一）

福祉文教委員会に付託を受けました議案８件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第９１号　飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしまし

た。
次に、「議案第９２号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。
その質疑応答の主なものとして、今回の条例改正により「満３歳以上限定小規模保育事業」の対象となる事業所は市内には存在しないということだが、今後、新たに進出してくる事業所や既存事業所の規模拡大などで当該事業の対象となる事業所があるか把握しているのかということについては、現時点では把握していないという答弁であります。
次に、令和８年１２月２５日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律に基づく、保育施設での性暴力防止の取組はどのように対応していくのかということについては、全ての従事者に対し、性暴力等の防止に対する関心を高めるとともに、そのために取り組むべき事項に関する理解を深めるための研修を受講させることが事業者に義務づけられていることから、こども家庭庁が示す標準の研修教材等を参考に研修を実施していくという答弁であります。
以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
次に、「議案第９３号　飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第９４号　飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第９５号　飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例」、「議案第１００号　財産の取得（端末管理機能ライセンス）」、「議案第１０１号　訴えの提起（介護給付費返還請求事件）」及び「議案第１０２号　指定管理者の指定（飯塚市文化会館）」、以上６件については、執行部から議案書等に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。
○議長（城丸秀高）
福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
私は、ただいまの福祉文教委員長報告のうち、「議案第９１号」、「議案第９５号」及び「議案第１００号」について、賛成の立場から幾つか課題と問題点を指摘し、討論します。
飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例は、本来、教育を受ける機会の支援を拡充することを目的としたものです。今回の改正では、奨学資金の返還免除について、卒業後に飯塚市内に居住する場合に加え、市内の中小企業等に就業している場合も対象に加える内容となっています。経済的な理由によって、進学を諦めることのないよう奨学資金制度を充実させることは重要です。また、奨学資金を利用し、学んだ若者が飯塚市に戻り、あるいは飯塚市に住み続け、市内の中小企業等で働くことを支援するという考え方にも、一定の意義があります。奨学資金は若者を飯塚市に定着させるための制度である前に、経済的な理由によって就学することが困難な人に教育を受ける機会を保障するための制度であるべきだということです。
したがって、返還免除を市内居住や市内企業への就業と結びつけることが、結果として奨学資金を必要とする人の利用を狭めることにならないよう注意する必要があります。これまでも奨学資金の原資をどう確保するのか、募集人数や貸付額をどう拡充するのかが課題とされてきました。本市は募集人員を１８人から２０人に増員したこと、基金への繰り出しやふるさと納税の活用について、検討したこともあります。返さなくてよい給付型の支援の拡充を国の制度との役割分担も含めて充実すべきであります。そのための財源は、本市の財政状況を見れば市長の判断で適切に確保できるはずであります。
「議案第９５号」は、飯塚市穂波福祉総合センターの大規模改修に伴い、工事期間中に市長に

よる施設の維持管理が必要となるため、市長または指定管理者のいずれによっても管理できるようにする条例です。これは、大規模改修工事のために利用中止とするための措置です。穂波福祉総合センターは、多目的ホール、トレーニングルーム、会議室、生涯学習室、浴室などを備え、市民の健康増進や福祉サービスを提供する施設であり、高齢者や障がい者をはじめ代替できるサービスの提供や紹介が必要です。また、改修を理由にした利用料金の引上げは認められません。

「議案第１００号　財産の取得（端末管理機能ライセンス）」は、市立小学校で使用する端末管理機能ライセンス６８０７本を取得するものです。取得価格は２４３３万５０２５円、契約相手方は株式会社大塚商会九州支店、契約方法は指名競争入札とされています。談合情報はないとの答弁であります。ＩＣＴ教育については、国のＧＩＧＡスクール構想にこどもの成長や発達をまともに考えない傾向があり、ＩＣＴ教育の総合的な評価に基づく対応が求められます。健康や発達への悪影響の研究と対策、こどもの個人情報の保護、デジタル教科書の利用、ＩＣＴ支援員の増員、少人数学級など、ＩＣＴを教育に生かせる条件整備、デジタルシティズンシップ教育の重視などの検討が急がれます。保護者負担の解消について、今後も更新費用の長期的な検討も必要です。

以上で私の討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第９１号　飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」、「議案第９２号　飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第９３号　飯塚市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第９４号　飯塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」、「議案第９５号　飯塚市穂波福祉総合センター条例の一部を改正する条例」、「議案第１００号　財産の取得（端末管理機能ライセンス）」、「議案第１０１号　訴えの提起（介護給付費返還請求事件）」及び「議案第１０２号　指定管理者の指定（飯塚市文化会館）、以上８件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案８件は、いずれも原案可決されました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

協働環境委員会に付託を受けました議案３件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第９６号　飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第１０５号　令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）」及び「議案第１０６号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上２件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書等に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、サンビレッジ茜整備事業費補助金が債務負担行為として、上限２億円で計上されているが、市が事前にサンビレッジ茜の再開に必要なライフラインである電気及び水道設備の復旧工事を行った上で、民間利活用事業者を公募するということではないという理解でよいかということについては、公募で決定した事業者が諸設備工事を実施した後、実績報告等の確認を行い、電気及び水道設備の復旧工事に該当する部分に対してのみ、上限２億円の範囲内で、補助金という形で交付することを考えているという答弁であります。

次に、民間事業者に当該施設を無償貸与する期間は決定しているのかということについては、契約期間は協定で定めることを考えており、最低でも１０年以上とする予定であるという答弁であります。

次に、契約期間満了後は現状有姿での返還となるのか、それとも原状回復後の返還となるのかということについては、現時点では決定していないが、最終的には民間事業者との協議により決定する予定であるという答弁であります。

次に、仮に契約期間満了後、民間事業者が設備投資したものについて、残存価値がある部分の買取りを要求された場合はどのようになるのかということについては、民間事業者が投資した分については一切補償等はしないということを、公募の段階で条件に盛り込むことを考えているという答弁であります。

次に、公募型プロポーザルの募集期間が最低３０日ということだが、事業者としては１０年以上のリスクを負うものであり、短過ぎるのではないかということについては、今後、事業者選定委員会を立ち上げ、公募要件や期間等についても、意見を整理した上で決定していくという答弁であります。

この答弁を受け、公募の期間をしっかり確保し、民間事業者が幅広く検討できるよう環境整備をしてほしいという要望が出されました。

以上のような審査の後、本案２件については、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

私はただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第１０５号」並びに「議案第１０６号」に賛成の立場から討論を行います。

今回の２議案は、サンビレッジ茜について、民間運営等を行う事業者を公募型プロポーザル方式によって選定するための選定委員会を設置し、そのための経費を計上するとともに、施設整備に対する補助金について、限度額を２億円とする債務負担行為を設定するものであります。

サンビレッジ茜は平成２年の開設以来、筑穂地域の豊かな自然を生かし、人工スキー場、スポーツ、レクリエーション、野外活動、宿泊、地域交流などの場として広域的に親しまれてきました。こどもたちの自主性や協調性を育み、地域の歴史や自然を学ぶシーンともなってきました。筑穂地域にとっては、シンボル的な存在です。老朽化し新たな展開が必要な状況となりましたが、これまでの事業目的を大切に、子育て支援では親子の自然体験や野外活動、スポーツでは競技だけでなく健康づくりや合宿、社会教育では学校教育と連携した体験学習や青少年育成、観光では筑穂の自然や歴史、文化と結びついた体験型・滞在型観光の拠点として、活用することが考えられます。

そのためには、これまでの利用実績や施設の老朽化、維持管理費などを検証し、財政的に存続可能な運営を実現することが欠かせません。今回、公募の方向性とともに、国や県の補助制度や交付金、地域団体との連携など、多様な財源と運営手法を検討する必要があります。民間事業者の選定には、公正性と透明性が求められます。サンビレッジ茜がこれまで担ってきた公共的役割を将来にわたって守り、発展させられるかどうかを慎重に見極める必要があります。財務状況や経営実績、事業計画、雇用の確保、利用料金の在り方、こどもや高齢者・障がい者への配慮、学校や地域団体との連携、社会教育事業への取組などを評価項目として、明確にすべきです。公共性が後退したり、利用料金の引上げによって、市民が利用しにくくなったりすることがないよう、

市として明確な基準と責任を持つことが必要です。サンビレッジ茜を筑穂地区の大切な財産として次世代につなぐため、公共的価値を守りながら持続可能な運営ができるかという視点が大切です。

もともと、サンビレッジ茜の事業目的は社会教育の視点から広域的に捉えられるべきであり、福岡県にも役割発揮が求められます。福岡県はワンヘルス関連事業には、意味不明のまま莫大な財政出動を進めておきながら、サンビレッジ茜事業については、飯塚市の協議の申入れに対して極めて冷たい態度を取り続けていますが、今後、県政と県議会への批判を背景に、県政が福祉と教育を大切にする方向へ流れを変え、福岡県が役割を果たすよう努力する必要があります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。１７番　吉松信之議員。

○１７番（吉松信之）

「議案第１０５号」及び「議案第１０６号」に賛成の立場で討論いたします。

私は、地元選出の議員として、今回の執行部の判断は重い決断であると思っております。また、議員各位が令和７年１２月定例会で、サンビレッジ茜の存続に関する請願を全会一致で採択したことも後押しになっていると思っています。

サンビレッジ茜は、これまで地域に親しまれ、自然の中で学び、集い、交流する場として、大切な役割を果たしてきた施設であります。単なる一つの施設ではなく、地域にとって大切にしていきたい社会教育的な要素を持った数少ない資源であると私は考えています。

一方で、現状のまま休止が長引けば、施設は急速に傷み、周辺環境にも悪影響を及ぼしかねません。現実に、今年の夏はバンガロー１１棟、全棟の窓ガラスが割られ、空調機及び室外機の１１セットが盗難に遭いました。さらにその後、何度も盗難事件が発生しています。山間部にある施設が荒廃し、いわゆる負の遺産となれば地域イメージの低下にもつながります。使われない公共施設を放置することこそ、将来世代への責任を果たさない判断であります。

今回の議案は、民間活力を導入し、無償貸与を含めた公募型プロポーザルによる新たな活用の道を開こうとするものであります。これは、行政が単独で抱え続けられるものではなく、施設の再生可能性を民間の力に託す現実的な判断であり、私はその方向性を評価するものであります。

また、公募の条件として、電気や水道など、必要なインフラを整えるための支出を行うことについても、私は一定の合理性があると考えます。なぜなら、最低限のインフラが確保されていなければ、公募そのものが成り立たず、結果として、活用の可能性を自ら閉ざすことになるからであります。民間事業者にとって応募の前提条件を整えることは、公平で実効性のある公募を行うために必要な措置であります。だからこそ、市は応募条件、選定過程、審査基準、情報公表の在り方について、これまで以上に丁寧な説明責任を果たしていく必要があるということであります。

以上のことを踏まえた上で、私は「議案第１０５号」及び「議案第１０６号」に賛成いたします。

最後に、議員各位におかれましては、飯塚市にとって、地域にとって、大切な資産の時間と可能性を置き去りにしないという判断をこの場で求められているということであります。どうか賛同をお願いいたします。

以上で私の賛成討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。７番　藤間隆太議員。

○７番（藤間隆太）

「議案第１０５号」、「議案第１０６号」、賛成の立場で討論しようと思います。

サンビレッジ茜の件を見ていてちょっと思うところというか、これは全ての公共施設、全ての自治体で共通している点があるかと思うんですけど、ふだん赤字になっているとき、これについ

ては、行政や議員は比較的スルーしてしまう。一方で、赤字が大きくなってしまうと、閉めましょうという判断をする。

信号は赤、青と同時に黄色がありますよね。こういう事例というのは民間でもよくありまして、ずっと地元で親しまれてきた飲食店の名店が、なかなかお客さんもいらっしゃらなくて、閉めるときがある。閉まるとみんな懐かしんで、あの名店が閉まるから行こう、そういうふうになっています。ただこれで我々がすべきことは、ふだん赤字が大きくなっているときに、これをどうにかしよう。すなわち営業しているときと閉まるときと、この２つに分かれているんですけども、本質的には経営状況がまずいときにこれを何とかしなくては、黄色信号というのを判断していかなければいけない。

具体的に何をすべきなのかというと、例えば、特定の公共施設の赤字が続いていくときに対して、このままでは維持できませんと。例えばですけれども、この施設をこのままで維持できませんけれども、サブスク会員で月に幾ら払ってくださいですとか、一気になくなってしまうのではなくて、このままいけば続けることができないので、市民の皆様ご協力いただけませんか、この頻度で来ていただけませんか、みたいな。赤字が続く、それである日突然閉めてしまうとかではなくて、やはり、ソフトランディングといいますか、このままいけば閉めなければならない、そういった黄色信号で市民の皆様に助けを求めたり、そういった段階が必要なんじゃないかなと思いました。

今回については再開の方向で動いているというところで、同じように赤字が増えていって、また閉めるとならないように、例えば、サンビレッジ茜さんに関しては色々な関連団体からの多くの要望がありましたけども、オープンしたときに関してはそういった団体に関して、例えば、毎月、何回来てもいいサブスク会員をお願いできませんか、みたいな。こういう売上げを上げる努力というのをしっかりしていかなければいけないと思います。

以上、意見を述べさせていただき、賛成討論とさせていただきます。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第９６号　飯塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例」、「議案第１０５号　令和８年度 飯塚市一般会計補正予算（第３号）」及び「議案第１０６号　飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」、以上３件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも原案可決されました。

「経済建設委員長の報告」を求めます。２８番　道祖　満議員。

○２８番（道祖　満）

経済建設委員会に付託を受けました議案３件及び認定議案４件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第９７号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」、「議案第９９号　契約の締結（競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事）」及び「議案第１０３号　市道路線の認定」、以上３件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、それぞれの認定議案については、執行部から補足資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

「認定第１１号　令和７年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、内部留保資金が水道事業経営戦略の令和７年度の計画値１４億９千万円に対し、実際

は１６億８千万円と、１億９千万円多く積み上がっているが、どのような理由なのかということについては、予定していた事業の入札による執行残があること、また、国庫補助金を計画値以上に確保することで内部留保資金の減少を抑えられたことが主な要因であるという答弁であります。

この答弁を受け、令和８年３月に飯塚市上下水道経営審議会が「経営状況等について」答申を市長に提出し、その中で、「現在の施設・設備が６．２億円、管路が６．８億円という目標を、施設・設備を８．０億円、管路を１２．０億円へと目標を上方修正することが妥当である」、また、「投資目標の上方修正による財源の確保、昨今の社会情勢を鑑みた今後の物価上昇等を勘案し、健全経営のための投資や財政に関する目標達成には、平均で２２％の料金改定が必要である」との記載がある。しかし、現在の計画どおり事業が進んでいない状況で、仮に水道料金を値上げしても、内部留保資金が積み上がっていくだけではないかという意見が出されました。

以上のような審査の後、委員の中から、令和４年１月より水道料金を３５％値上げしており、令和８年３月に飯塚市上下水道経営審議会から、新たに平均２２％の値上げが答申されていること。住民に開かれた透明な水道行政という点で、まだ課題が幾つもあるように思われること。内部留保資金の目標が計画によって引き上げられているのではないかと思われる状況の中、水道料金の設定が変わっていこうとしていること。市の水道事業の一部を民間に包括的に委託していること。

以上のことから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１２号　令和７年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、市が補助金として、一般会計で負担している額は４２２４万円とのことだが、料金改定を検討したことがあるのかということについては、これまで検討したことはないという答弁であります。

この答弁を受け、工業用水道の使用者の経営状況を把握した上で、料金について使用者と協議を行うのが妥当ではないかという意見が出されました。

以上のような審査の後、本案については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１３号　令和７年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、令和７年度の下水道事業会計の企業債残高は９８億７千万円だが、どのように評価しているのかということについては、下水道事業会計では、企業債残高の抑制のため、建設改良費から交付金等を除いた対象事業費の８割を企業債借入額としている。令和７年度の企業債残高は、目標値である１０９億６千万円と比べると、１０億９千万円少なく、目標を達成できているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１４号　令和７年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、国からの交付金の算定方法はどのようなものなのかということについては、算定病床数に７２万円を乗じた金額が交付される。算定病床数は、過去４年間の稼働病床数及び最大使用病床数を基に、算定式により算出するという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、市立病院は公立病院として地域医療の中心的な役割を果たすため、支えていかなければならないが、国の政策である医療費抑制や公立・公的病院の統廃合への動きが見られるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしましました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

私は、ただいまの経済建設委員長報告のうち、「認定第１１号」並びに「認定第１４号」に反対の立場から討論を行います。

飯塚市水道事業会計、飯塚市工業用水道事業会計、飯塚市下水道事業会計、飯塚市立病院事業会計、４つの企業会計の決算規模は、おおむね９６億４６５０万円でした。真剣な審査が経済建設委員会には求められたわけであります。

まず、「認定第１１号　令和７年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」についてであります。

今回の決算には、水道料金の増収の要因として、非公開で行われた飯塚市上下水道事業経営審議会への諮問と答申による２０２２年１月からの一方的な水道料金３５％の大幅値上げ、さらに、水道料金の口座振替割引廃止の反映があります。水道料金３５％アップとそれに伴う国補助金の増加、さらに、整備計画が課題であったことにより執行できなかった工事などにより、内部留保資金が水道事業経営戦略の令和７年度の計画値１４億９千万円に対し、実際は１６億８千万円と、１億９千万円多く積み上がっています。物価高騰に水道料金３５％アップが追い打ちをかけ、住民生活を苦しめていることについて、令和７年度飯塚市上下水道事業経営審議会でも市民から批判を浴びているとの発言も聞かれました。

答申の中では「現在の施設、設備が６．２億円、管路が６．８億円という目標を、施設・設備を８．０億円、管路を１２．０億円へと目標を上方修正することが妥当である」、「投資目標の上方修正による財源の確保、昨今の社会情勢を鑑みた今後の物価上昇等を勘案し、健全経営のための投資や財政に関する目標達成には、平均で２２％の料金改定が必要である。」と、このように書き込んだわけであります。これは、既に実行が困難な工事量を前提にした過大計画に必要だとして、試算したものではないでしょうか。水道施設の適切な更新は必要ですが、コンサルタント言いなりの計画策定では工事量が過剰となり、したがって、内部留保金の目標は高くなる分だけ、市民の水道料金が値上げされるという構図になっていると考えられます。

こうした状況が作られる中で、「公共では水道事業に限界がある、民営化こそが打開策だ」などという議論が振りまかれるのは危険です。既に浄水場運転管理や料金徴収業務は、包括的民間委託で行われて久しくなっています。宅地開発をするための測量が進められているが、供給水量が不足するとされている筑前大分駅に近い市有地は、不動産業等を経営する民間事業者の用地と隣接しています。

水道民営化の気配と合わせた動きが懸念されるところですが、飯塚市上下水道事業経営審議会規則は第３条（組織等）で、「審議会は、１０名以内をもって組織する。２　委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。（１）学識経験を有する者、（２）上下水道の使用者、（３）前２号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者、３　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」と定めています。

現在、飯塚市上下水道事業経営審議会委員は８名であります。学識経験を有する者４名、上下水道の使用者３名、市長が特に必要と認める者１名です。この学識経験を有する者の中に本来、上下水道の使用者である麻生商事株式会社所属の委員がいるのは大いに不自然であり、この委員が副会長に選ばれやすい空気を作ろうとしたのではないかと疑われることを指摘しておきます。なお、この麻生商事株式会社所属の委員は長年副会長であり、前述の規則の第４条（会長及び副会長）により、「審議会に会長及び副会長各１人を置く。２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。４　副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。」という重要な役割がありながら、会議録によれば最近だけでも、水道料金３５％値上げ答申をした令和２年度は５回開催のうち３回欠席、令和３年度は開催１回で欠席１回、令和４年度は開催２回で欠席２回、令和５年度は開催２回で欠席２回、令和６年度は開催２回で欠席２回、令和７年度は開催４回で欠席

４回。過去５年間では、１１回開催された審議会を副会長でありながら、すべて欠席となっているわけです。この状態で委員を、任期２年を超えて何期も任命されているのは、異常というほかありません。

監査委員は意見書の結びにおいて、「特に、昨今の物価高騰などに伴う費用の増加は、今後の事業経営にとって看過できない課題であり、経営環境は厳しさを増すものと思料されます。つきましては、令和８年３月に改訂された『飯塚市水道事業経営戦略』に基づく施策を着実に実行し、コストの適正化及び収入の確保に取り組み、将来にわたり安全かつ安定的な水道サービスを提供できる健全な経営基盤の維持に努められるよう要望します。」とする一方、前年度に記述のあった「老朽施設等の更新や耐震化などの機能強化を図るためには、現場における技術力と専門知識を有する技術職員の果たす役割が極めて高くなると考えられます。今後は、技術職員の人材確保及び人材の育成に配慮するとともに、安全・安心な水を安定的に提供し、持続可能で健全な水道事業の経営に努められるよう要望します。」、この記述を外しています。

本市の水道事業の課題に関して、水道法の目的に沿って、国及び地方公共団体の責務を果たすために、公正で民主的な開かれた運営に立ち戻るべきであり、市民は今、公正で透明な水道事業を要求して監視を強めるべきであります。

次は、「認定第１４号　令和７年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」についてであります。この間に、飯塚市立病院は急患の受入れのほか、新型コロナウイルス対策、救急科の発足、地域医療支援病院の承認、小児科休日・夜間診療、救急車搬送など、地域医療になくてはならない医療機関として、その努力が続いています。飯塚市立病院の運営、病院経営の努力の足跡は、８月２１日開催の飯塚市立病院管理運営協議会の報告にあった「飯塚市立病院経営強化プラン実施状況点検・評価報告（令和７年度）」の総評に詳しい記載があります。

要点としては、「飯塚医療圏の中核病院として求められる役割を果たし、救急及び紹介の受け皿として地域の医療に貢献したものと評価できる。小児科の時間外一次診療である小児科休日・夜間診療については、関係機関の協力を得ながら継続して安定した運用を行っている。感染対応については、所轄の保健所の要望を加味した医療措置協定を締結し、新興感染症発生時の対応訓練を行う等、地域の感染対策向上に寄与している。」、「今後も、救急医療の提供、紹介患者の受入れ、小児科休日夜間診療、感染対策といった地域の中核病院としての役割を継続しつつ、喫緊の課題である収益確保に向けて患者確保の取組を強化するとともに、スタッフの適正配置や経費縮減に努める等、健全経営に向けた継続した取組が求められる。」とされています。非常に苦戦しているわけですね。

飯塚市立病院管理運営協議会は、どうでしょうか。行政、飯塚市立病院、飯塚医師会、飯塚歯科医師会、飯塚薬剤師会、飯塚地区消防組合の関係者によって構成され、このところ年２回の開催となっています。飯塚市立病院を地域医療の財産、市民の財産として充実させるために、この飯塚市立病院管理運営協議会には、医療現場の労働者、患者、地域住民、医療に関する知識を持った弁護士など、必要な分野の代表の参加が必要です。市民参加の透明な運営こそが市立病院の充実に必要です。

そもそも、飯塚市立病院は、２００３年、筑豊労災病院を廃止する国の攻撃に対して、地域が団結して存続を実現したものであります。地域医療振興協会を３０年契約で指定管理者としていますが、医療体制の充実に対する国の責任は重大です。今日、感染症対策をはじめ、地域医療を守り充実させる上で、飯塚市立病院が果たす役割は決定的であり、国に対して、厚生労働省の公立・公的病院の再編統合計画による廃止、または、病床削減は認められない医療体制の充実への支援こそが必要だと強く要求していかなければなりません。

国には飯塚市立病院について特別な責任があるにもかかわらず、２０１９年９月には、統廃合対象病院一覧に名前を書き込みました。飯塚市議会は、飯塚市立病院を対象リストから外すよう求める意見書を国会と政府に送付しました。飯塚市立病院が感染症対策においても、救急医療・

地域医療連携においても役割が高まっていますが、リストから削除されたという状況ではありません。公立病院については、現在、経営危機が大きく叫ばれていますが、新たに２０病院が統廃合対象としてリストに追加されたとのことです。

飯塚市立病院の税引前当期利益は、令和６年度８９５７万１千円、令和７年度１億８４１３万７千円と連続赤字となっています。国の総医療費抑制政策の下、例えば、国からの交付金は病床数２５０床に単価を乗じた金額でしたが、過去４年間の稼働病床数及び最大使用病床数を基に算出した算定病床数２２９床に７２万円を乗じた金額へ令和５年度から変更となるなど、厳しい状況です。福岡県市長会として改善を要望したことはあるとの答弁がありました。医療機関はゆとりを持てる状況でこそ、いざという時に役割を発揮できます。経営改善のために国、県、とともに、市が手だてを急ぐべきです。

なお、「議案第１０３号　市道路線の認定」は、鎮西中学校跡地開発に伴う、事業者である坂平末雄氏が道路部分の寄附を行ったということによるものであります。百条調査が決していない現段階において、あえて同意するものであります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第９７号　飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例」、「議案第９９号　契約の締結（競走場ロイヤルスタンド空調設備改修工事）」及び「議案第１０３号　市道路線の認定）、以上３件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも原案可決されました。

「認定第１１号　令和７年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第１２号　令和７年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」及び「認定第１３号令和７年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」、以上２件の委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも認定されました。

「認定第１４号　令和７年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

暫時休憩いたします。

午前１１時１１分　休憩

午前１１時２１分　再開

○議長（城丸秀高）

本会議を再開いたします。

令和７年度決算特別委員会に付託していました、「認定第１号」から「認定第１０号」までの

１０件を一括議題といたします。

「令和７年度決算特別委員長の報告」を求めます。２１番　秀村長利議員。

○２１番（秀村長利）

本特別委員会に付託を受けました認定議案１０件について、審査した結果を報告いたします。それぞれの認定議案については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

「認定第１号　令和７年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、総務管理費、一般管理費、公共施設跡地の利活用方針とサウンディング調査の結果検証について、サウンディング型市場調査で応募がゼロとなり、利活用方針の再検討が必要となっているが、民間が興味を示さない要因をどのように分析しているのかということについては、旧潤野小学校跡地については、一部校舎の基礎や地下杭が残置されていることに加え、道路の新設を必要としていること。また、頴田地区公共施設跡地については、体育館、武道館、プール及び児童館の建築物が残存しており、事業者において解体撤去等の費用を要することから、事業として採算が取れず、参加申込みがなかったのではないかと分析しているという答弁であります。

次に、総務管理費、企画費、ふるさと応援寄付金事業について、令和７年中を課税対象とした令和８年度課税における本市の市民税の税額控除額はどのようになっているのかということについては、本市から他自治体への税額控除額は２億７４２５万円となっている。

一方で、令和７年度のふるさと納税寄附額から、返礼品調達費や各種手数料等の受入れに係る経費を差し引いた令和７年度の活用可能額については、約３０億７２１８万円となり市民税の税額控除を差し引くと、約２７億９７９３万円のプラス収支であるという答弁であります。

この答弁を受け、財政が硬直化している現状において、今後、ふるさとの納税の制度変更や寄附額の減少等を考えると、ふるさと納税を前提とした予算編成は財政健全化の観点から非常にリスクが高いため、ふるさと納税の寄附金収入を除いた一般財源ベースでの事業の組立てを今後も継続してほしいという意見が出されました。

次に、社会福祉費、障がい者福祉費、障がい児通所支援（放課後等デイサービス）の受入れ体制について、事業所の定員数に対して、どのくらいの方が利用しているのかということについては、令和７年度実績で、定員総数５７７人に対し、実利用者数は５８４人、充足率として１０１．２％となっている。また、実利用者の月間利用日数の平均は１４日程度で、稼働率は６５％程度であるという答弁であります。

この答弁を受け、満員で利用を断っている事業所や受入れ需要が高い事業者に対しては、個別審査を実施した上で定員増を認めるなどの柔軟な対応や、利用枠に余裕がある事業者と利用できずに困っている保護者、児童を適切につなぐため、市が主体となり各事業所のリアルタイムな空き状況の把握や共有できる仕組みを整備してほしいという意見が出されました。

次に、社会福祉費、障がい者福祉費、医療的ケア児等レスパイト事業助成金について、市内には医療的ケア児は何人いるのか、また、本事業の利用状況はどのようになっているのかということについては、未就学児が９人、就学児が８人であり、令和７年度の利用状況は２人、利用回数は１１回となっているという答弁であります。

この答弁を受け、対象者数に対して利用が少ないため、事業促進が図れるよう外出支援についても検討してほしいという意見が出されました。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費、保育士確保対策事業費ついて、保育士に対する各種支援制度の令和７年度利用実績はどのようになっているのかということについては、保育士就職支援事業費は３２件、３０４万７千円、保育士修学資金貸付事業費は２件、３６０万円、保育士生活資金貸付事業費は３件、１３８万円となっているという答弁であります。

次に、保育士の確保及び定着への効果はどのように考えているのかということについては、修学資金貸付事業により、学業に専念できる環境が整えられることで、保育士の確保、ひいては、

受入れ可能な児童の増加につながることから待機児童の解消に貢献しているものと考えている。また、保育士就職支援事業及び保育士生活支援貸付事業については、保育士就職後の生活を支援することで、保育士の就業継続と離職防止が図られているという答弁であります。

次に、保健衛生費、健康づくり推進費、ヘルスケアプロジェクト事業について、事業の成果及び費用対効果をどのように考えているのかということについては、健幸ポイント事業の新規参加者が３７６人、継続を含めた累計の参加者が４６４１人となっている。また、健幸ポイント事業の参加者を対象とする有料の運動教室、個別運動プログラムの参加者は３８１名で、平均５．４歳の体力の若返りが見られる。本事業は、市民に運動習慣を身につけてもらうきっかけや継続するモチベーションの一助として、ポピュレーションアプローチ施策として行っているものであり、全体の健康水準を底上げすることが目的で、広範囲かつ長期間の継続が必要であるが、予防の観点から市民の健康づくりへの費用対効果は大きいと考えているという答弁であります。

次に、清掃費、ごみ処理費、ごみ収集業務委託料について、ごみ収集業務は何者とどのような方法で契約しているのか、また、委託料の算定はどのようにしているのかということについては、市内業者１１者と随意契約にて契約しており、委託料は、運転手や作業員、事務員等の給料に当たる人件費、作業服等の購入に当たる福利厚生費、作業車の燃料費等に当たる車両関係費、委託事務に伴う事務関連費の間接経費を積算し、算定しているという答弁であります。

次に、農業費、農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業について、駆除員の捕獲活動の強化を図るためにどのような取組を行っているのかということについては、駆除員の負担軽減がひいては捕獲活動の強化につながるとの考えの下、わな監視センサーを導入し、駆除員の見回り回数を減らすことで省力化を図っている。

また、令和８年度から有害鳥獣捕獲支援事業として、わなの設置や撤去、駆除した個体の搬出に係る補助作業に従事する市民を協力員として認定し、その活動に対して１日当たり２千円の謝礼金を支払う取組を行っているという答弁であります。

この答弁を受け、県が開発した有害鳥獣の行動域を可視化する「鳥獣被害対策システム」を活用するなど、農産物や人的被害の軽減につながる取組を進めてほしいという意見が出されました。

次に、商工費、商工業振興費、商工業振興事業費について、近年の物価高や原油価格高騰の影響を受けている事業者も多いと推察するが、これらに関する影響調査や事業継承に関する調査などは行っているのかということについては、令和７年に実施した市内事業者約１５００社対象の影響調査では、「多少の影響は出ているが、今後かなりの影響が出てくる懸念がある」が４７．６％、「かなりの影響が出ており深刻な状況にある」が３５．８％であった。また、同様に実施した事業継承に関する調査では、「継いでほしい人はいない、自分の代で廃業するつもりである」が５８．７％であった。

これらの調査結果を踏まえ、福岡県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、本年１０月９日に市役所にて事業承継セミナーと個別相談会を開催する予定であるという答弁であります。

この答弁を受け、近年、大型店舗の出店等により小売事業者を取り巻く環境は非常に厳しくなっているが、地域にとって必要不可欠であるため、小売事業者が引き続き事業を継続できるよう、商工会と連携し支援を行ってほしいという意見が出されました。

次に、商工費、商工業振興費、地域雇用活性化推進事業費の実績推移について、就職先への定着率の調査を目的とした追跡調査は翌年度に実施しているとのことだが、翌年度以降も雇用を継続されているかが重要と考える。そのような調査は実施しているのかということについては、現時点では実施していないが、本事業を通じて入社したものの、継続できずに退社する事案があることも認識しており、事業所向けに人材の育成、定着につながる内容のセミナー等を実施している。今後は、翌年度以降の定着率調査についても検討していくという答弁であります。

次に、土木費、道路橋りょう維持費、道路管理における損害賠償について、市道の路面陥没や側溝の破損等を起因とする車両損傷事故に係る損害賠償金と保険金の執行状況はどのようになっ

ているのかということについては、損害賠償金は、令和７年度は１件１万９８００円、令和６年度は４件１２３万９６８５円、令和５年度は２件１万８７００円となっている。また、保険金は、令和７年度１４５万４３００円、令和６年度１４５万２２０円、令和５年度１４４万３４２０円となっているという答弁であります。

この答弁を受け、市道や側溝などの傷みが小さいうちに計画的に維持補修を行うことが、市民の生命と安全を守り、ひいては将来の事故対応や補修に係るコストを抑えることにつながるため、維持補修のための予算を確保してほしいという意見が出されました。

次に、教育総務費、事務局費、不登校児童生徒への支援について、不登校生徒児童支援の成果は学校復帰だけで評価できるものではなく、多面的に捉える必要があるが、どのような支援を行っているのかということについては、学校まで足を運ぶことはできるがクラスに入ることができない児童生徒には校内教育支援センターでの支援、家を出ることはできるが学校に足を運ぶことができない児童生徒には市が設置する２か所の教育支援センターでの支援を行っている。

また、家から外に出ることができない児童生徒には、オンラインを活用し、タブレットによる学習支援に取り組んでいる学校もあり、ネット環境の利点を生かした多様な取組についても、今後検討が必要だと認識しているという答弁であります。

この答弁を受け、不登校のこどもにとって一番辛いことは社会から孤立していることであるため、今後も、学校、家庭、地域、そしてオンラインという様々な空間を有機的に結びつけ、こどもの可能性を広げる支援を継続してほしいという意見が出されました。

次に、総括質疑として、公共施設予約システム更新委託料について、今回導入されたシステムは、既存のパッケージソフトをベースに構築しているのかということについては、請負業者が独自に開発したパッケージソフトを本市の仕様に合うように調整し使用しているという答弁であります。

この答弁を受け、以前のシステムと比較すると非常に使い勝手が悪いため、使いやすいシステムに改善してほしい。また、今後システム導入を行う際には、システムの利用課でなく、情報関連部署が率先して導入協議を行うべきであるという意見が出されました。

このほか、審査の過程において、業務改善ＤＸ人材育成事業における研修の取組について、公式ＬＩＮＥの登録者数について、コミュニティバス等の契約状況について、選挙啓発における投票所について、地域猫活動の支援事業費について、周遊バスの利用促進について、いいづかブランドの周知方法について、若者に特化した就職支援について、小中学校水泳授業の民間委託の推進について、新人音楽コンクールの認知度向上について、学校給食の安全衛生管理について、不能欠損処分の実施状況について、市営住宅の老朽設備の改善について、浴場及びプールの水質検査等の回数についてなど、多岐にわたって指摘なり要望がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、財政調整に活用できる基金に地域振興基金を加えた額は過去最高水準となっているにもかかわらず、暮らしの応援、福祉の充実に必要な費用は十分確保できていないことや、暮らし応援の視点、無駄遣いチェックの視点、公正で透明な市政運営の視点から指摘すべきところがあることから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第２号　令和７年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、国民健康保険給付費等準備基金における令和７年度末基金残高５億４６１１万６千円を計画値との関係でどのように評価しているのかということについては、令和６年度及び７年度の保険税率を決定する際に諮問した飯塚市国民健康保険運営協議会の答申における国民健康保険事業の運営見通しと当該２年間の実績を比較すると、答申の見込額より約２千万円赤字額が増加しているものの、おおむね見込みどおりであると分析しているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、国保給付費等準備基金を十分に活用せず、国民健康保

険税の負担軽減を図らなかったことや、高過ぎる福岡県の標準保険料率を市民に押しつけることは認められず、保険税の引下げこそ進めるべきであることから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第３号　令和７年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高過ぎる介護保険料を高齢者に押しつけ続け、介護給付費等準備基金が年々増加し続けていることや、介護保険料の引上げを誘導する国の方針に反対であることから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第４号　令和７年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高過ぎる後期高齢者医療保険料を高齢者に押しつけ、生活を脅かし続けている一方で、高額な剰余金を積み上げていることや、７５歳以上の高齢者を差別的に囲い込む医療制度を認めることができないことから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第５号　令和７年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、メインスタンド落成式実行委員会負担金はどのような費用に対して支出しているのかということについては、メインスタンド落成式の記念品、施設のガイドブック作成、ＣＭ作成、ウェブ広告、内覧会及び落成式の運営など、実行委員会が実施する事業費用に対し、負担金を支出しているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、事業の運営を包括的に民間委託する手法は公営ギャンブルにはなじまないことや、３６億円もの巨額のメインスタンド新築建替工事は無謀であること、独自のギャンブル依存症対策の取組がないことから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第６号　令和７年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」、「認定第７号　令和７年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」及び「認定第８号　令和７年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上３件については、それぞれ審査した結果、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第９号　令和７年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、過去の鯰田工業団地造成工事の不透明な経過や今後の飯塚あかね工業団地造成工事の不透明感が付きまとっていることから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第１０号　令和７年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

令和７年度決算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

私は、ただいまの決算特別委員長報告のうち、「認定第１号」、「認定第２号」、「認定第３号」、「認定第４号」、「認定第５号」及び「認定第９号」に反対の立場から討論を行います。

一般会計８３６億５７００万円、９つの特別会計、６２１億１５００万円、合計１４５７億７２００万円の決算審査でありました。３日間の予定のところ、２日間で審査を終えたところですけれども、１１人の委員が、１人５０分の持ち時間を持っている中で、実際の質問に生かされたのは５割程度という状況です。この面からも議会のチェック力が問われている現状にあるのではないでしょうか。

まず、「認定第１号　令和７年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についてです。市民の暮らしと地元経済の苦境が一層深刻化する中、２０２５年度当初予算については、本市発足以来の連続黒字決算の下、本市の財政状況は学校給食費、こども医療費、保育料の無償化、児童クラブ利用料、ごみ袋代の負担軽減など、日本共産党が提案した暮らしアッププランは、一般会計当初予算規模８５２億円の１％程度を組み替えただけでも実現できる条件がありました。

また、財政調整に活用できる５つの基金の合計は２１０億円、これに地域振興基金４０億円を加えれば、２５０億円規模で過去最高水準でした。財政調整機能を持つ基金の２年後の目標値は、本市の場合６０億円ですが、市役所の見通しを合わせたものは１１７億円と、ほぼ２倍となっていました。無駄遣いのお金は１円もありませんが、暮らしの応援、福祉の充実のお金は十分確保できたわけです。

第１の視点は暮らしの応援の視点です。こども・子育て支援、高齢者支援、障がい者支援の各分野の課題が重要です。

第２の無駄遣いのチェックの視点からは、新しい人権啓発センター関連事業費があります。２市１町正副議長会と飯塚会に関わる会食費のための諸会負担金があります。公金による飲み食いという点では、厳しい批判を浴びている福岡県議会や県知事をめぐる闇とつながるものがあると言わざるを得ません。直ちに改めるべきです。

第３の公正で透明な市政運営の視点からは、部落解放同盟の幹部らに対する補助金、児童クラブ事業委託をめぐる契約保証金１億８千万円余の免除について、指摘するところがあります。

人権啓発事業委託料は検討が必要です。また、補助金の精算は、入金伝票、出金伝票とともに、請求書、領収書の証拠書類のチェックをしていないことが、公益社団法人飯塚市シルバー人材センターにおいて見られました。

さらに、ふくおか県央環境広域施設組合負担金に関わっては、新ごみ処理施設整備事業による莫大な負担金の押しつけには、引き続き警戒が必要です。地方自治体は住民福祉の増進を図ることを目的としており、利益追求を優先する株式会社ではなく、監査委員意見書に「使用料及び手数料については、受益者負担の適正化及び公平性の観点から、行政コストや社会情勢の変化を踏まえ、定期的な見直しを行い、適正な料金価格の設定と確実な徴収に努めてください。」との記述は馴染まないことを指摘しておきます。

また、軍事費を大幅に増やして、社会保障費を削減・抑制する自民党政治に付き従って、住民サービスを削り、負担を増やすことを、飯塚市議会が誘導すべきではないことについても意見を述べておきます。

次に、各分野の支出について、述べておきます。会計年度任用職員の賃金については、令和７年度の人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給与改定では、常勤職員と同様に月例給や期末・勤勉手当（ボーナス）の引上げが行われました。

伊岐須会館運営費補助金は、部落解放同盟飯塚市協議会、ＮＰＯ法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会、一般社団法人二瀬まちづくり協議会に、５年前から特定非営利活動法人ふれあいを加えた運営協議会に対するものであります。一般社団法人二瀬まちづくり協議会は、既に活動拠点を二瀬交流センターに移行しています。

コミュニティバス等運行事業費は、利用者だけではなく未利用者の要望を丁寧に集約し、利便性確保による利用増を図り、地域住民の移動手段を確保してください。計画期間中は、西鉄バスの一方的な撤退を認めるべきではありません。予約乗合タクシー事業については、立岩、飯塚・片島、菰田でも利用できるよう改善すべきです。

交通安全施設整備事業費１５９３万４千円は、近年のピーク、平成２７年度の３０７６万円からほぼ毎年度減額となり、カーブミラーや歩道沿いの柵などの必要な設置が困難になっています。国に増額を求めるとともに、当面、市の独自事業で対応する必要があります。

筑穂人権啓発センターについては、地域の要望に応えて、住民が利用しやすいようにエレベー

ターを設置するなど改善・充実して維持管理を続け、いざという時のために避難所機能を強化すべきです。部落解放同盟の言いなりに１２億円を超える事業費を投入して、川津に新しい人権啓発センターを建てる計画のための地盤調査は何の成果もなく、不必要でした。その後、担当課は新しい人権啓発センターは新築ではなく、現存３施設の大規模改修した場合の費用の見積りを建築課に依頼していることが分かりました。背景は分かりません。

部落差別解消推進団体補助金については先に指摘したとおりですが、団体幹部に渡るお金の既得権となっており廃止すべきであります。同和地区は存在せず、被差別部落もないという本市の立場からは、市役所の各部署にある同和地区問合せ対応マニュアルは、部落解放同盟の行政への不当介入を招きかねないものであって廃止すべきです。

原油価格・物価高騰対策事業費については、国の交付金が不十分な中で、一定の成果があったとはいえ、水道料金の軽減や学校給食費無償化には充てず、武井市長の市長選の目玉公約だった生活応援クーポン券再発行は、１人当たり５千円に終わったままであります。

敬老祝品事業費は、７７歳、８８歳、９９歳、１００歳以上の高齢の皆さんに、カタログから品物を選んでもらう方式に変更して４年目ですが、現金支給に戻して充実してほしいとの要望が広くありました。なお、昨年９月議会での決算特別委員会では、一部議員から廃止ないし、縮小の提案に担当課長が検討すると答弁し、その後、本年度は７７歳２１４８人、９９歳８２人に対する敬老祝金１３５３万円を廃止してしまったわけであります。高齢者福祉事業の成果と意義を全く無視するものであり、復活が求められます。

浴場の衛生管理については、水質検査と洗管の回数を基準の最低回数とせず、適切に増やす必要があります。

放課後等デイサービス給付費については、その増加状況を見ると、多様なサービスの今後の展開が必要であることを示しています。福岡県への事業許可申請に必要な市長の意見書を、飯塚市は事業者に当分出さないと決めていることは適当ではなく、福岡県が適切な判断をできるよう速やかに改めるべきであります。飯塚市障がい者施策推進協議会には、再検討を求めるべきです。

児童クラブ運営等委託料については、現在、ＮＰＯ法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会への委託からシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社九州・沖縄支店へ変更となりました。契約保証金１億８千万円の免除は適正とは判断できません。この額は児童クラブ利用料を４年間無償にすることに必要な財源の規模に当たります。この際、飯塚市役所に担当係を設置し、直営事業で行うことを検討するよう提案します。また、契約保証金の免除が妥当であるかどうかについては、市役所の全部署で調査が必要です。

ふくおか県央環境広域施設組合負担金は、施設組合の請求額の根拠を正確にチェックするべきです。負担比率について、単に人口割だけでなく、処理量割にすることを検討すべきです。

農業分野と貨物運送事業関係への物価高騰対策支援金は継続が求められます。農機具保管庫及び農業共同作業所等の維持管理については、利用実績の記録がない、利用に関わる契約がない、市が鍵を管理していないなど重大な事態がありましたが、この間に改善が進んだとはいえ、部落解放同盟幹部の利用が既得権化して農業者が広く必要に応じて利用できるかについて、引き続き改善が求められます。

サンビレッジ茜事業については、地元振興のために継続が求められており、現状打開のための努力が引き続き求められます。

住宅改修補助金は、もともと地元中小建設業支援と住民福祉を目的にした住宅リフォーム助成制度だったものであります。経済効果は少なくとも１０倍を超えてきております。制度の変更がありましたが、その事業の趣旨は変わっておらず、充実が求められます。この事業は復活して継続すべきです。

筑前茜染協議会補助金については、横領事件の発生の教訓を踏まえて会計管理を市職員に任せず自主的に行うなど改善が進んでいます。市が行うべき事務を団体に委託し、再委託させるよう

なことは今後、認められません。
　就学援助事業費については、経済的に就学が実際に困難な状況にある世帯を支援するものです。飯塚市は所得が生活保護基準の１．５倍の水準をめどにしているとのことですが、これは機械的な線引きではなく、あくまでも実情を考慮し、困難な状態にあれば利用できることを周知するべきであります。
　次は、「認定第２号　令和７年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についてです。政治家の国保逃れが厳しく批判される一方で、物価高騰にあえぐ市民と地元業者に重くのしかかる国民健康保険税です。２０１８年度末に７億６４７４万６千円だった国民健康保険給付費等準備基金は、２０２２年度末は９億３６０６万９千円となっていました。２０２４年度末で７億９８６７万円、２０２５年度末５億４６１１万円となったことを見ても、この国民健康保険給付費等準備基金を十分に活用し市が繰入れを行えば、国民健康保険税の負担軽減を図ることができたはずです。福岡県の標準保険料率の押しつけは認められないと飯塚市議会で意見が出されたと、市長からも伝えてもらいたいと思います。高過ぎる国民健康保険税の引下げこそ進めるべきです。そのためにも飯塚市は、国の負担割合を増やすよう求めるべきです。
　次は、「認定第３号　令和７年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についてです。２０２５年度は、第９期計画３か年計画の２年目でした。介護保険料については、今回、引下げによる負担軽減は不足して、現在もなお県内自治体で一番高い水準です。高過ぎる介護保険料を高齢者に押しつけ続けて、介護給付費等準備基金は、第８期初年度の２０２１年度末４億１７６３万６千円、２０２２年度末７億３９１２万８千円、２０２３年度末１０億２３４万５千円、そして、第９期初年度の２０２４年度１０億６３５７万円、２０２５年度末には１２億６６７７万４千円に達したのです。第９期末となる２０２６年度末は、計画値が３億円に対して、１１億９１２８万５千円とほぼ９億円もオーバーして膨れ上がるわけであります。介護保険料引上げを誘導する国のやり方には反対です。
　次は、「認定第４号　令和７年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についてです。高過ぎる保険料は、高齢者の生活を脅かし続けています。後期高齢者医療広域連合は高過ぎる保険料を高齢者に押しつけて、令和７年度６４億円もの純剰余金を積み上げており、高齢者への還元が求められましたが、飯塚市からの後期高齢者医療広域連合組合議員は指摘もしないままです。そもそも、この医療制度は７５歳以上の高齢者を差別的にくくり込む制度であり、制度そのものを私は認めることができません。ここにおいても年金など差押禁止財産しか入らない預金を全額差し押さえる、こういうむやみやたらなやり方は許されません。
　次は、「認定第５号　令和７年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」についてです。飯塚オートレース事業の運営を包括的に委託する手法は公営ギャンブルにはなじみません。包括的民間業務費は前年度から２億円程度増加して、１２億１４６９万円に上ります。３６億円もの巨額のメインスタンド新築建て替えは無謀でした。将来にわたって最大限の利益追求を目指し、こどもにオートレースになじんでもらうというようなイベントを委託事業者の支援を受けて進める一方で、こどもの未来を奪うギャンブル依存症対策のための独自の取組事業費はありません。
　次は、「認定第９号　令和７年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についてです。三菱マテリアル炭鉱跡地の鯰田工業団地造成は不透明な経過をたどり、市民に多大な負担を押しつけて強引に進められました。将来生じかねない地盤の不具合による損害賠償を鉱業法の定める最終鉱業権者である三菱マテリアルには求めないとした飯塚市との土地売買契約がありますが、これはいざという時に市民に大きな不利益がかかりかねません。飯塚あかね工業団地造成工事は、なお不透明感が付きまとっています。
　以上で私の討論を終わります。
○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。２３番　兼本芳雄議員。
○２３番（兼本芳雄）
「認定第１号　令和７年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」につきまして、認定の立場から賛成討論を行います。ただし、本決算に含まれるふくおか県央環境広域施設組合負担金に関する本市のガバナンスとコンプライアンスに対する見解の違いについて、執行部へ明確な条件を付すものであります。
本市は、令和７年度決算において、ふくおか県央環境広域施設組合に対し、年間２５億１０３２万円余という巨額の負担金を支出しております。質疑において久世副市長は、本市としてふくおか県央環境広域施設組合に対するガバナンス責任があることを公式に認められました。年間２５億円もの血税を投じる最大出資主体として、本市トップがこのガバナンス責任を認めたことは当然であり、極めて重い答弁であります。
しかしながら、コンプライアンスに関する見解においては、執行部と私の間に決定的な相違が存在いたします。許斐副市長は、ふくおか県央環境広域施設組合は規則に基づいて行っていると答弁されましたが、ふくおか県央環境広域施設組合の規則において公有財産の取得や契約は飯塚市の例によると明確に定められています。当委員会でも、本市財産活用課が答弁した本市の適正ルール、目的未定の先行購入不可、評価額越えの支出不可、契約書本文重視に照らせば、不動産鑑定額を超える契約や事業計画未定地の先行購入、リスク履歴の削除などは、本市の基準から明らかに脱法、逸脱したものであります。ガバナンス責任を認めながら、このような明確な手続上の疑問に対し、規則どおり行われているとして調査を拒む執行部の見解は、自ら認めたガバナンス責任の不履行であり、コンプライアンスに対する認識の甘さと言わざるを得ません。
したがって、本決算の認定に当たっては、副市長自らが認めたガバナンス責任に基づき、本市の適正ルールに照らし、コンプライアンスの観点からふくおか県央環境広域施設組合の公金支出及び土地取得の手続について、本市としての見解を改めて正し、厳格な監視、検証を行うことを強く条件、注文として付し、私の賛成討論といたします。
○議長（城丸秀高）
ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論を終結いたします。採決いたします。「認定第１号　令和７年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。
（　起　立　）
賛成多数。よって、本案は、認定されました。
「認定第２号　令和７年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。
（　起　立　）
賛成多数。よって、本案は、認定されました。
「認定第３号　令和７年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。
（　起　立　）
賛成多数。よって、本案は、認定されました。
「認定第４号　令和７年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。
（　起　立　）
賛成多数。よって、本案は、認定されました。
「認定第５号　令和７年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員

長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。
（　起　立　）
賛成多数。よって、本案は、認定されました。
「認定第６号　令和７年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」、「認定第７号　令和７年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」及び「認定第８号 令和７年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上３件の委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。よって、本案３件は、いずれも認定されました。
「認定第９号　令和７年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。
（　起　立　）
賛成多数。よって、本案は、認定されました。
「認定第１０号　令和７年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。
暫時休憩いたします。

午後　０時０８分　休憩

午後　１時０９分　再開

○議長（城丸秀高）
本会議を再開いたします。
議会運営委員会に付託していました「請願第１８号」を議題といたします。
「議会運営委員長の報告」を求めます。１７番　吉松信之議員。
○１７番（吉松信之）
議会運営委員会に付託を受けました請願１件について、審査した結果を報告いたします。
「請願第１８号　旧鎮西中学校跡地売却にかかる公募・審査・採点・落札における不透明性の解明のための百条委員会（地方自治法第１００条に基づく特別委員会）の設置を求める請願」については、紹介議員から趣旨説明を受け、審査いたしました。
その質疑応答の主なものとして、請願者は当該公有地売却において、何かしらの不正の存在を確認しているのかということについては、請願者と細かく打合せはしていないが、請願書を読む限り、請願者は著しい不信感を持っているため、不正の有無について調査してほしいというのが請願の趣旨であるという答弁であります。
次に、請願者はこれまで所管事務調査や一般質問で、当該公有地売却が調査されてきたことを承知しているのかということについては、請願者が承知しているかは確認していないが、その調査では一定の事実は確認できたものの、公正性、透明性、社会的な納得性が全て満たされておらず、不信感が払拭できないため、百条委員会の設置を求めているものと推察するという答弁であります。
次に、これまでの所管事務調査や一般質問において、売却価格、公募条件、事業者選定委員会の構成、審査方法、採点など、かなり具体的な事項まで確認されてきているが、現在もなお明らかになっていないものとはどのようなものかということについては、各審査員個々の採点表の開示及び宅地建物取引業法に適法なのかどうかを確認すべきであると考えているという答弁であり

ます。
次に、請願理由に「職務上得た内部情報の利用や審査への影響力を懸念させるもの」とあるが、当該市議会議員が公募に関して他の参加者が知り得ない情報を得ていた具体的な事実や審査への影響力が行使されたとする具体的な事実があるのかということについては、請願者からは特段聞いていないという答弁であります。
次に、請願事項に「期間中における当該市議と市幹部・審査委員との接触状況等の調査を行うこと」とあるが、請願者はどのような思いでこの一文を記載しているのかということについては、当該市議と市幹部が飲食をしていたと請願者が指摘しており、当該市議と副市長が過去に飲食をした事実もあったことも踏まえ、しっかりと調査をしてほしいという思いで記載しているという答弁であります。
次に、不正の有無を確認する方法として一般質問や所管事務調査、資料要求等議会における調査、情報公開請求、住民監査請求、政治倫理条例に基づく審査などの選択肢がある中で、請願者はなぜ百条委員会による調査方法を選択したのかということについては、どの方法を選択するかは住民の権利であり、百条委員会での調査は請願者自身が選択した方法であるという答弁であります。
次に、仮に百条委員会が設置された場合、分譲された当該土地を既に購入している市民に及ぼす影響をどのように考えているのかということについては、あくまでも現職の市議会議員が公有地を購入したことが適正であったかどうかを調査するものであり、分譲地を購入した市民に及ぼす影響まで考えるあまり、調査が疎かになることのほうが議会として不誠実であると考えているため、特に考えていないという答弁であります。
以上のような審査の後、委員の中から、市議会議員と市幹部との癒着の疑惑を究明するのは飯塚市議会の当然の役割であり、地方自治法で与えられた最も強い権限である百条調査で臨むべきであることから、本件に賛成であるという意見や、罰則を伴う例外的な百条調査は、通常の調査手段が尽くされて初めて検討されるべきものであることから、本件に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本件については、賛成少数で、不採択とすべきものと決定いたしました。
以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。
○議長（城丸秀高）
議会運営委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１２番　金子加代議員。
○１２番（金子加代）
「請願第１８号　旧鎮西中学校跡地売却にかかる公募・審査・採点・落札における不透明性の解明のための百条委員会（地方自治法第１００条に基づく特別委員会）の設置を求める請願」について、賛成の立場で討論いたします。
旧鎮西中学校売却の公募から決定までの経過は、令和３年６月、１回目４１３０万円の公募、同年９月、２回目同じく４１３０万円の公募でしたが売却に至らず、令和４年１２月、３回目はフェンス等を撤去し１９００万円で公募したけれど、売却に至りませんでした。令和５年２月から４回目の公募が始まり、１者の応募があり、令和５年７月７日、一次審査、二次審査を経て、現職市議会議員が１９００万円で落札、購入という結果でした。
その後、総務委員会の所管事務調査や一般質問の中でこの旧鎮西中学校跡地売却に係る公募・審査・採点・落札についての具体的な事実が一部明らかになりました。請願者は、旧鎮西中学校跡地売却について、議会の中で議論が行われているのは認識されております。その上で、明らかになった事実に納得できず行政に対しての公平性、公正性を疑い、不信感を抱き、今回の請願を提出されました。私が紹介議員になった理由は２つあります。

１つは、旧鎮西中学校跡地売却において幾つか疑問点があるということです。特に採点において、不自然な加点があったのではないか。また、宅地建物取引業法に沿うものなのか。現職市議会議員が公有財産を取得してよいものかという点は、最も審査が必要だと考えております。旧鎮西中学校跡地売却はもう終わったことで、その後、行政は制度を改善しているからよいというふうに私は考えていません。

もう一つは、議員は市民の声をしっかりと議会に届けるべきで、議会としての監視機能を果たすべきだと考えるからです。市民の声を届ける方法は様々あります。一般質問、委員会の所管事務調査、そして、百条委員会の設置もあります。様々な方法を使うことで監視することが必要だということです。特に請願は、憲法第１６条に定められている国民の権利です。市民の権利をしっかりと議会に反映することは、私たち議員の仕事ではないでしょうか。

今、福岡県議会に不信感を抱き失望する県民は多い状況にあることは誰もが認めることでしょう。飯塚市民の方から、「飯塚市議会は大丈夫か。同じことになっていないか。」と聞かれることも多くあります。旧鎮西中学校跡地売却についても、同じように尋ねられることもあります。私たち議員は、この状況を公平だということができるのでしょうか。私は今のままでは、それはできないと考えています。飯塚市民の方たちが、飯塚市議会は、行政の監視機能をしっかりと果たしていると納得していただけるよう、百条委員会でしっかり審査することが必要だと考えております。

このような理由により「請願第１８号」に賛成とします。「請願第１８号」の採択にご賛同のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

私は、ただいまの議会運営委員長報告にありました「請願第１８号　旧鎮西中学校跡地売却にかかる公募・審査・採点・落札における不透明性の解明のための百条委員会（地方自治法第１００条に基づく特別委員会）の設置を求める請願」に、賛成の立場から討論を行います。

請願の趣旨と関わりの視点で見ると政治家と市幹部、業者、補助金団体幹部の癒着の疑惑は、公正で透明な市政運営を確立する上で、その究明が不可欠であります。

本市において、このテーマは合併以来の長期にわたるテーマであり、住民の監視とともに、市議会の大きな課題となっています。例えば、学校施設の大規模改修工事において、１００％落札がしばらく続いた後、２０１６年あたりから、小中一貫校関連工事が始まり、鎮西小中一貫校建築工事については、５校区全てにおいて、予定価格の同価額でくじ引が行われ、落札率は全て１００％となったのであります。日本共産党は、新しい形の官製談合である疑いが強いと指摘して論戦をしました。

筑豊ハイツ廃止をめぐっては、パラリンピック大会車いすテニス競技に参加する南アフリカ選手団キャンプ地を飯塚市に誘致したいが、宿舎が１０部屋不足するから必要などとして、新しい施設を建築するという方針になったわけです。この事業を採択するに当たっては、当時の市長が行政アドバイザーでもある通訳を帯同して、南アフリカ共和国まで海外出張をした。こんなことまでして本当に必要だったのでしょうか。これは、結局は新型コロナウイルス感染症の流行により、大会そのものが中止となったので全く不必要なものとなったわけです。ところが、この新施設については、ＤＢＯで九特興業等の勢力が受注をしたわけであります。

また、新体育館建設をめぐっては、地元業者と大手ゼネコンとの共同体が入れ替わり立ち替わり応札しない、―――

○議長（城丸秀高）

川上議員、本題から外れていますので本題に戻ってください。

○１１番（川上直喜）

応札して撤退するなどを続けて不調が続き、とうとう工事中止になった上に、落札した後の工事においては、地盤工事においてフミン酸が出たと言って、工事費を積み増し、多額の税金を追加投入したのであります。

こうして完成した移動式観覧席をめぐっては、多くの市民が承知されていることが多いわけですが、百条調査特別委員会は２０２３年３月には調査終了ということで、委員会は多数決で決定しました。日本共産党は、調査継続を主張して終了に反対しました。この百条調査特別委員会が証人喚問した対象者のうち、唯一出頭を拒否し、飯塚市議会が福岡地方検察庁に告訴したのが今回の鎮西中学校跡地の売却相手であります。飯塚市議会事務局が福岡地方検察庁に告発状を持参したのが令和５年３月３０日、飯塚市がこの相手から申込みを受け付けたのが４月２８日です。不起訴通知があったのは６月１５日です。この間、久世副市長が市長職務代理者となり最高決裁権者になった時期があるわけです。久世副市長は、この売却相手と後に、市内焼肉店で二人だけで会食し、自分が半額と思う５千円だけを相手に渡して清算していただいたと議会で答弁しました。市議会が告発した者が市有地の売却を申し込んでも、飯塚市役所は申込み者の資格に関わらないから問題がないという議会答弁でした。今月９月１０日の一般質問では、私が飯塚市ではこういうことが今後も起こりかねないということにならないかと質問すると、行政経営部長は、「制度等に問題があれば当然改善すべきと考えている。」と答弁しました。制度等に問題があるかを含めて調査が必要ですが、一般質問だけでは調査はどうしても不十分とならざると得なかったわけであります。このようなことが飯塚市役所では、当たり前のことだとみなされるのか、徹底究明が必要です。

売却価額の見直しによる引下げ、応募までの流れの中で売却申込みの時点で現職であった坂平末雄市議と久世副市長ほかの市幹部と癒着や忖度の疑惑が継続していなかったかを究明するのは飯塚市議会の当然の責任であり、この事態の究明には地方自治法で与えられた最も強い権限である百条調査で臨む必要があります。証人喚問対象には、売却相手の坂平末雄氏のほか、職務権限のあった久世賢治副市長、行政経営部長、財産活用課長、関係市職員、また、アドバイスを受けた鑑定会社を含めて関係事業者も含める必要があります。

この疑惑の究明は、第３次飯塚市総合計画を策定、また、サンビレッジ茜に関する事業、最大２億円の補助金を市役所が事業者に支援金として出そうという事業プラン対策にとっても不可欠です。

以上で私の討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。２４番　小幡俊之議員。

○２４番（小幡俊之）

「請願第１８号」について、紹介議員でもありますので賛成の立場で討論させてください。

請願者と打合せに当たりまして、請願者から幾つか質問がなされました。今回の請願は、公募・審査・採点・落札に不透明感、ちょっと信じられないというのが請願者の思いであります。我々議員としても、仮に一般市民からすれば、公有財産であり市民の共有財産である公共の土地を市議会議員が購入し、分譲して金もうけする。一般人からすれば、信じられないということでありました。確かにそう思われるでしょうね。議員が金もうけしていいのかということでありました。そういう中で、もともと公募に議員が手を挙げてきたときに、執行権を有する誰が許可したのか知らないが、よく受け付けたねというのが１点です。通常、「議員さんまずいでしょう。」と言うのがモラル的にも常識じゃないのかと一般市民の方はそう考えられます。

審査においても、審査会が有識者を含め７名で審査されました。そこでは、初めてプレゼンテーションをやらないと。プレゼンテーションを省いて、書類審査だけで審査会が開催されています。プレゼンテーションを省くということは、誰が手を挙げているのかを審査会のメンバーに知らせないということですよね。審査会で公募に応募された方が市議会議員となると、近畿大学

の先生たちもおられますので、これまずくないのかという声が上がるのは当然かと思われますが、そういう手だてをしたと。なおかつ採点においては、事務局案として審査会開催前に、点数の指導を行政側が審査員に事前にやったと。こういうことがあっていいんですかということを指摘されておりました。要するに、合格に持っていくように加点したのではないかという不信感を持たれております。一般質問等でもこの件については、質問された後の議事録を読んだそうです。ただし、どうしても一般質問だと真実が述べてあるのかどうか、執行部からの回答が真実を述べてあるかどうかがはっきりしないということで、今回は調査権を持った百条委員会を設置して審査してほしいというのが請願者の思いです。簡単にいえば、私たち議員として市民から負託を受けて、しっかりと行政チェックをするのが我々の仕事の一つであります。これを反対するということは、不信感を持たれている市民に対して、もうこれ以上の調査はしませんよと。不正があったか、なかったかも分からないけど、調査はしませんよという意思表明になりますので、私としては、しっかりと調査権を有する百条委員会を設置し、今後、行政事務がしっかりと行われるためにも百条委員会を設置するべきと考えております。

何とぞご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（城丸秀髙）

ほかに討論はありませんか。１５番　赤尾嘉則議員。

○１５番（赤尾嘉則）

私は「請願第１８号　旧鎮西中学校跡地売却にかかる公募・審査・採点・落札における不透明性の解明のための百条委員会（地方自治法第１００条に基づく特別委員会）の設置を求める請願」について、反対の立場から討論を行います。

初めに明確に申し上げます。私は本件について、これ以上調査する必要がないと考えているわけではありません。市有財産は市民の大切な財産です。その売却には公平性、透明性、そして市民が納得できる説明が求められます。

今回、市民の方から請願という形で疑念が示され、さらなる調査を求められていることについても、議会として真摯に受け止めなければならないと考えています。そして、私は、今回の請願が提出されて初めてこの問題に疑問を持ったわけではありません。令和５年、議員となった１年目に市有地売却について疑問を持ち、総務委員会において所管事務調査を求めました。その中で、旧鎮西中学校跡地を含む市有地売却について、１者応募による競争性や公平性の問題、法人と個人を同じ条件で審査することの問題を指摘しました。

さらに、公人である現職議員が市有財産の売却相手方となることについて、制度上の適否だけではなく、倫理的、道義的な観点からも検討すべきではないか。市民の政治不信につながることはないのかという問題を指摘し、選定制度の改善を求めてきました。つまり、私は当時から規則や制度に問題がなければそれでよいと考えてはいませんでした。この考えは今も変わっていません。

そして私は、その後も市有地売却について、一般質問による追跡調査を続けてきました。特に旧立岩交流センター跡地については、一度の質問で結論を求めるのではなく、その後の状況を確認し、新たな事実があれば再び問い、個別案件だけではなく、事業者選定制度そのものに問題はなかったのかというところまで掘り下げてきました。

その結果として、行政は旧二瀬交流センター以降の事業者選定において、中小企業診断士や宅地建物取引士等の外部専門家を委員に加え、審査体制を強化したと答弁しています。また、旧二瀬交流センター跡地では１者のみの応募でありながら、一次審査で得点が６割に満たず、不採択となったことも示されています。さらに行政は、配点基準、履行確保、変更手続の明確化について検討を進め、客観的採点表の標準化や変更、履行確認の手続を明文化した基準を整備する考えも示しています。

私は、この一連の答弁は、行政側も従前の制度に改善すべき点があったことを認識し、その改

善に取り組んでいることを示すものと受け止めています。私はここに一般質問による継続的な追跡調査の意義があると考えています。事実を一つ一つ確認する、問題を指摘する、行政に改善を求める、そして、その改善が実際にどのように運用されているのかをさらに検証する。私はこの地道な、継続的な調査方法が、本件についても現段階ではなじむものと考えています。

もちろん、私は百条委員会という調査手段そのものを否定するものではありません。だからこそ今回、百条委員会に反対するためではなく、本件について、なぜ百条委員会でなければならないのかを判断するために、議会運営委員会において、紹介議員への質疑を行いました。私はそこで、これまでの議会調査を経ても、なお何が明らかになっていないのか。通常の議会調査では、何を明らかにすることができないのか。そして、なぜ現時点で百条委員会による調査が必要なのか、この点を確認しました。

しかし、その質疑において紹介議員からは、請願者に確認していない、請願者の意図は分からない、聞いていないとの趣旨の答弁がありました。また、請願者は一市民であり、専門家ではないとの趣旨の発言もございました。私は、請願者が専門家であるかどうかは、問題ではないと考えます。市民の方が疑問を持ち議会に請願という形で意思を示されたのであれば、その声は真摯に受け止めるべきです。だからこそ、市民が何を明らかにしたいのか、そして、なぜ通常の議会調査ではなく百条委員会による調査を求めているのか。その意図を十分に確認することが重要であったと考えます。

しかし、今回の請願審査を通じても、その点について十分な説明を得ることはできませんでした。私は、疑惑がないから百条委員会は必要ないと言っているのではありません。また、これまで調査したからもう調査する必要がないと言っているわけでもありません。むしろ調査は続けるべきだと考えています。

しかし、通常の議会調査によって、現に事実が明らかになり、行政側も制度に改善すべき点があるとの認識を示し、審査体制の強化など、具体的な見直しが進められています。

一方で、今回の請願審査では、通常の議会調査では解明できず、百条委員会の調査権限を用いなければ明らかにできない具体的な事項については、私は十分な説明を得ることができませんでした。そうであるならば、現段階で選択すべきは直ちに百条委員会を設置することではなく、まずは一般質問、所管事務調査、資料要求など、通常の議会活動による調査をさらに継続することであると考えます。その中で、既に明らかになっていること、なお明らかになっていないことを整理する。そして、それでもなお解明できない具体的な事項が残り、その解明のために百条委員会の調査権限が必要となったのであれば、その段階で改めて設置の必要性を判断すべきです。

私は、市民の疑念から目を背けるつもりはございません。また、本請願に反対することをもって本件の調査を終えるべきだとも考えていません。調査は続ける、しかし、その手段として現段階で百条委員会を選択する必要性については確認できなかった。これが議会運営委員会での請願審査を経た上での私の判断です。

私はこれまで、市有地売却について問題を指摘するだけではなく、その後追跡し、制度の問題を問い、改善を求め、その改善がどのように運用されているのかまで確認してきました。今後もその姿勢は変わりません。

本件についても、必要な調査を継続し、そこで問題が明らかになったのであれば、今後、市民から同じような疑念を持たれることのない公平で透明性の高い市有財産売却制度へとつなげていく。それが議会の果たすべき役割であると考えています。

以上のことから、本件について、調査を継続する必要性は認める。しかし、通常の議会活動による調査をなお尽くす余地があり、百条委員会でなければならない具体的な必要性が確認できていない現段階において、その設置は時期尚早である。以上の理由から本請願には反対いたします。

以上で私の反対討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論を終結いたします。採決いたします。「請願第１８号　旧鎮西中学校跡地売却にかかる公募・審査・採点・落札における不透明性の解明のための百条委員会（地方自治法第１００条に基づく特別委員会）の設置を求める請願」の委員長報告は、不採択であります。「請願第１８号」を採択することに、賛成の議員は、ご起立を願います。
（　起　立　）
賛成少数。よって、本件は、不採択とすることに決定いたしました。
「議案第１０４号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。
○市長（武井政一）
ただいま上程されました「議案第１０４号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、ご説明いたします。
令和８年１２月３１日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、大石由紀子氏を新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。
○議長（城丸秀高）
提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論を終結いたします。採決いたします。「議案第１０４号　人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。
（　起　立　）
全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。
「議員提出議案第７号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。１７番　吉松信之議員。
○１７番（吉松信之）
議員提出議案第７号は決議案でありますので、案文を朗読して、提案理由説明に代えさせていただきます。
福岡県政をめぐる事態の徹底究明を求める決議（案）
福岡県議会は、議長と副議長の１年交代の慣例のもとで金銭授受が広がっていた疑惑、不透明な海外活動や非公式の議員連盟への多額の公金投入、政務活動費の不適切な支出、また巨額のワンヘルス関連事業への議員の関与、補助金交付団体や幹部職員団体によるパーティー券の購入などが続いていたことが明らかになった。県知事や幹部職員との関係においては、質問原稿の作成、質問内容の横流し、懇親会への職員の参加費用の負担、不当要求、ハラスメントの指摘が続いている。社会福祉、社会保障、公衆衛生、環境、教育、公共交通、防災等の県民生活のすべての部面に深刻な状況が続き、県政の果たす役割が極めて大きくなる中で、福岡県議会をめぐる事態によってどのように歪められているか、市町村への影響はどうか、来年度予算編成を含めて厳しく問われる。
地方自治は我が国においては戦後、１９４７年５月施行の日本国憲法において初めて規定され

た。地方自治法は、その目的を「民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障すること」「住民の福祉の増進を図ることを基本として」としている。地方自治は将来にわたって引き継いでいくべき財産であり、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」とした日本国憲法第１５条の逸脱は直ちに是正されなければならない。県民世論の厳しい批判を浴び続けるなか、副議長に続いて議長が辞任と合わせて議員を辞職、自民党は県議団会長、県連会長が相次いで辞任し、他の県議団も分裂し解散するなど、混迷を極める事態に至っている。また、県議会は政治倫理条例の制定を進め、県知事は、ワンヘルス関連事業や議員連盟補助金の執行停止と見直し、県職員への実情調査を行い、不当要求から職員を守る条例の制定を進めているところである。

しかしながら、新しい議長と副議長や会派代表者のもとでも、事態の究明は報道機関等の質問や指摘に応答する程度に止まり、説明責任が果たされたとは言えず、真摯な自己検討と謝罪もないままである。

よって、飯塚市議会は、福岡県議会が、第三者委員会については条例により独立性、調査権限の保障、及び、調査対象者の調査への努力義務を規定するとともに、一日も早く県民の信頼回復に尽くすよう、事態の徹底究明を強く求める。

以上、決議する。令和８年９月２８日、飯塚市議会。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（城丸秀髙）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第３６条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、「議員提出議案第７号　福岡県政をめぐる事態の徹底究明を求める決議（案）」に賛成の立場から討論を行います。

決議案は、福岡県政と県議会の事態を厳しい視点で指摘し、住民の福祉の増進に果たすべき本来の役割を示し、地方自治の目的と公務員の任務を日本国憲法と地方自治法に沿って明らかにした上で、県民世論の厳しい批判を浴びて県知事と県議会が動きを見せているが、極めて不徹底であることを指摘しています。そして、結論として「飯塚市議会は、福岡県議会が、第三者委員会については条例により独立性、調査権限の保障、及び、調査対象者の調査への努力義務を規定するとともに、一日も早く県民の信頼回復に尽くすよう、事態の徹底究明を強く求める。」としています。２０２６年９月現在、福岡県議会をめぐる真相究明は、弁護士らで構成される第三者委員会による調査が本格始動する一方で、より強力な捜査権限を持つ百条委員会の設置要求が議会内で議論される展開となっています。主な動きは、以下のとおりです。

第三者委員会による本格調査が開始、９月中旬に弁護士らによる第三者委員会が発足し、自民党県議団幹部らと元議長間の金銭授受疑惑について、全議員や関係者への聴き取り調査が進められています。強制力を持つ百条委員会設置の攻防、偽証罪などの罰則がある百条委員会の設置を議会内で繰り返し要求しており、９月定例会での決議案採決や各会派の対応が焦点となっています。

また、辞職に伴う補欠選挙の告示、疑惑の中で辞職した蔵内勇夫前議長の地元の選挙区では補欠選挙が告示され、疑惑解明や政治倫理の在り方が最大の争点となっています。地方自治法第１００条による調査権限は、首長や行政の私物化、利権、不正を暴き、住民の知る権利と地方自

治の民主主義を守るための不可欠な強力なチェック機構と位置付けられます。地方自治法第１００条に基づく、強い調査権限、証人出頭請求や偽証への告発・罰則を行使することは、通常の質疑では隠蔽されがちな疑惑の真相解明や、公金の不透明な使途をただすための最も有効な手段です。地方議会が行政の追認機関へ形骸化することを防ぎ、二元代表制の下で住民代表としての監視機能を最大限に発揮するためにも、百条調査は絶対に必要です。この百条権限による調査を避け、ずるずると時期を逸して腐敗を温存し、さらに被害化させることになりかねません。

以上で私の賛成討論を終わります。

○議長（城丸秀高）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第７号　福岡県政をめぐる事態の徹底究明を求める決議」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第８号」及び「議員提出議案第９号」、以上２件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。１７番　吉松信之議員。

○１７番（吉松信之）

「議員提出議案第８号」及び「議員提出議案第９号」、以上２件について、提案理由の説明をいたします。

本案２件は、いずれも意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「地方財政の充実・強化に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣及び内閣府特命担当大臣（こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画、共生・共助）宛てに、「国際刑事裁判所（ＩＣＣ）赤根智子所長に対するアメリカ政府の制裁に関する意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣及び外務大臣宛てに、それぞれ提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（城丸秀高）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案２件は、会議規則第３６条第３項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

「議員提出議案第９号　国際刑事裁判所（ＩＣＣ）赤根智子所長に対するアメリカ政府の制裁に関する意見書（案）」について、賛成の立場から討論を行います。

国際刑事裁判所の設立の経緯、その歴史的意義について、さらにアメリカのトランプ大統領の制裁、国際世論における厳しい批判の高まり、そして日本政府の態度については、意見書案にあるとおりであります。今月ニューヨークで開かれた国連総会ハイレベルウィーク（２０２６年）において、国際刑事裁判所（ＩＣＣ）をめぐる演説等がありました。初日の９月２２日午前、トランプ大統領は国連総会の一般討論演説で、国際刑事裁判所（ＩＣＣ）を暴走する組織、反米的な法廷、邪悪な集団と罵り、全ての加盟国にこのならず者組織から直ちに正式に脱退するよう呼びかけました。この演説に先立ってトランプ政権が今後、個人だけでなくＩＣＣ本体への制裁も

検討しているとの報道がありました。
９月２２日午後１時５分、高市首相はトランプ大統領と会談し、「ＩＣＣについて、率直にやりとりを行った。」と記者会見で述べました。
しかし、内容についてはＩＣＣへの制裁に言及したかどうかさえ明らかにしませんでした。９月２２日夜、高市首相が国連総会の一般討論演説において、「戦後の日本は平和国家として、いかなる紛争の解決においても法の支配を重視してきた。」と述べ、ＩＣＣについては、国際司法裁判所、国際海洋法裁判所とともに名前を挙げ、これらの「国際裁判所を一貫して支持し、判事を輩出している」と発言しましたが、米国のＩＣＣへの制裁を批判し、各国に対しＩＣＣへの支持を呼びかけませんでした。９月２４日、ＩＣＣ本部があるオランダのイェッテン首相は、国連総会の一般討論で演説し、「ＩＣＣにも、国際的な法秩序を守るすべての機関にも手を出すな。国際的な法秩序全体を弱体化させ、私たち全員に影響する。」と批判しました。ＩＣＣが、第２次大戦後に戦争犯罪を裁いた国際法廷を基礎に重大な犯罪への不処罰から私たちを守るためにつくられたことに触れて、「最悪の犯罪を訴追することにどうして反対できるのか。」と訴えました。９月２４日、欧州連合（ＥＵ）のコスタ大統領も、「ＩＣＣやその職員への攻撃は容認できない。」と発言。アイルランドのマーティン首相も「ＩＣＣを弱体化させる動きに強く反対する。ＩＣＣに対するすべての措置は撤回すべきだ。」と発言しました。
この間の動きは、第１に、トランプ大統領がＩＣＣを強く否定し、これまでの赤根所長らＩＣＣ関係者への制裁に続き、ＩＣＣそのものへの圧力をさらに強める姿勢を国連という国際社会の場で明確にしたこと。
第２に、これに対して国際世論を背景に各国政府が抗議と撤回を求めたこと。
第３に、その中で日本の高市首相がトランプ大統領との会談でＩＣＣへの制裁に言及したかさえ明らかにせず、その後の国連演説で法の支配、ＩＣＣ支持と言いながら抗議と撤回は言わないでいることが確認できます。
本意見書案を採択することは、飯塚市議会が歴史の逆流に対して真正面から意見を述べることによって、力の支配を拒否し、法の支配の秩序を求める国際世論の一翼を担い、国会と政府を動かす大きな意義をもつものだと信じます。
以上で私の討論を終わります。
○議長（城丸秀髙）
ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第８号　地方財政の充実・強化に関する意見書の提出」及び「議員提出議案第９号　国際刑事裁判所（ＩＣＣ）赤根智子所長に対するアメリカ政府の制裁に関する意見書の提出」、以上２件について、いずれも原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。よって、本案２件は、いずれも原案可決されました。
「報告第１７号　専決処分の報告（物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。財産活用課長。
○財産活用課長（太田智広）
「報告第１７号」につきまして、ご報告いたします。
本件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。
議案書の１０６ページをお願いいたします。事故の概要につきましてご説明いたします。本件事故は、令和８年６月２１日、午後５時頃、飯塚市鹿毛馬地内の財産活用課所管の市有地におい

て樹木が倒れ、相手方所有のテレビ受信ケーブルを損壊させたものでございます。
本件事故の過失割合は、市側が１００％であり、損害賠償額は３４万１千円となっております。
倒木の原因は、樹木の内部が腐っていたことによるものであり、今後の対応としましては、当該市有地の樹木の点検を行いまして倒木のおそれがある樹木の伐採により、再発防止に努めます。
以上、簡単ではございますが、報告を終わります。
○議長（城丸秀高）
報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
「報告第１８号　専決処分の報告（公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。生活支援課長。
○生活支援課長（山野陽治）
「報告第１８号　専決処分」について、報告いたします。
本件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。
議案書の１０８ページをお願いいたします。本件事故は、令和８年２月２４日、火曜日、午後１時３０分頃、飯塚市鶴三緒地内の国道におきまして、生活支援課職員が巡回訪問中、国道の交差点を右折しようとしたところ、交差点内のポストコーンに車両が接触し、ポストコーンを損傷させたものでございます。
本件事故の過失割合は市側が１００％で、損害賠償額は２２万８２５０円となっております。
今回の事故では、前方の安全確認を十分に行わなかったことが大きな要因であり、当該職員には厳重注意をするとともに、所属職員に対しましても安全確認、危機管理意識等に細心の注意を払うよう一層注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。
以上、簡単ではございますが、報告を終わります。
○議長（城丸秀高）
報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
「報告第１９号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。穂波支所経済建設課長。
○穂波支所経済建設課長（大庭宗嗣）
「報告第１９号　専決処分」について、ご報告いたします。
本件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分いたしましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。
議案書の１１０ページをお願いいたします。本件事故は、令和８年７月１日、水曜日、午後１０時頃、飯塚市秋松地内におきまして、雨天時、市道秋松・渕ケ久保２号線を国道２０１号飯塚庄内田川バイパス側から南方面へ走行中、道路上にできたポットホールの上を通過した際、車両前方右側のタイヤを損傷させたものです。
本件事故の過失割合は市側が６０％であり、損害賠償額１万８６００円となっております。
道路の点検補修につきましては、日頃より広報等で市民の方からの情報提供依頼、職員への呼びかけ及び道路パトロールなどにより、危険な箇所を発見した際には、迅速に対応しておりますが、今後はより一層安全管理に対する注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。
以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（城丸秀高）
報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。
「報告第２０号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」及び「報告第２１号　専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」、以上２件の報告を求めます。筑穂支所経済建設課長。
○筑穂支所経済建設課長（安武一彦）
「報告第２０号　専決処分の報告」につきまして、ご報告いたします。
本件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。
議案書の１１３ページをお願いいたします。本件事故は、令和８年６月２９日、月曜日、午前６時頃、飯塚市大分地内の市道鶯塚・中野線におきまして、相手方が市道を西方面から東方面へ走行中、道路上にできたポットホールを通過した際、車両左前のタイヤを損傷させたものです。
本件事故の過失割合は市側が５０％であり、損害賠償額は１万１６４４円となっております。
引き続きまして、「報告第２１号　専決処分の報告」について、ご報告いたします。
本件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。
議案書の１１６ページをお願いいたします。本件事故は、令和８年６月２９日、月曜日、午前７時３０分頃、飯塚市大分地内の市道鶯塚・中野線におきまして、相手方が市道を西方面から東方面へ走行中、道路上にできたポットホールを通過した際、車両左側前後のタイヤ及びホイールを損傷させたものです。
本件事故の過失割合は市側が５０％であり、損害賠償額は６万１５００円となっております。
この２件の案件は、同じポットホールで起こったものであります。経過といたしましては、６月２５日、金曜日、午後、大雨による災害対応により他の応援職員によるパトロールを行った際、直径１０センチメートル程度のポットホールを確認し、口頭による報告を受けました。道路パトロールが筑穂地区の管内パトロールなどを行うため、その際に補修を行う予定としておりました。結果として、補修を行う前にこのようなことが起こったため、今後は事績を記録として残し、迅速な職員体制を整え、再発防止に努めてまいります。
また、道路の点検補修につきましては、日頃よりホームページ等での情報提供依頼や職員への呼びかけ及び道路パトロールなどにより、危険個所を発見した際には迅速に対応しておりますが、今後はより一層安全管理に対する注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。
以上、簡単ではございますが、報告を終わります。
○議長（城丸秀高）
報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑を終結いたします。本件２件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。
「報告第２２号　専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。農業委員会事務局長。
○農業委員会事務局長（柴田康弘）
「報告第２２号　専決処分の報告」について、ご報告いたします。
本件につきましては、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償

の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の１１９ページ及び１２０ページをお願いいたします。本件事故は、農業委員会職員が本年４月１５日、水曜日、午後２時５分頃、筑穂支所へ向かうため、駐車場に徐行しながら右折進入したところ、市車両の右後方から発進してきた相手方車両の左前方部分が、市車両の右後方部に接触し、双方の車両が損傷したものでございます。

本件事故の過失割合は市が３０％、相手側が７０％とし、市の損害賠償額７万４４３２円と相手方の損害賠償額１１万２千円を相殺し、相手側が市に対し、３万７５６８円を支払うものでございます。

なお、当該職員及び所属職員に対し、指導を行いました。今後も引き続き、安全運転への注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第２３号　専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）」及び「報告第２４号　専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）」、以上２件の報告を求めます。住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

「報告第２３号」及び「報告第２４号」につきまして、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起及び市営住宅の管理上必要な和解の申立ての専決処分をいたしましたので、同条第２項の規定によりご報告いたします。

議案書の１２１ページをお願いいたします。「報告第２３号」につきましては、市営住宅の管理上必要な訴えの提起に関するものでございます。

事件の概要に記載されております４名の者は、住宅使用料等を滞納し、催告にも関わらず納入せず、協議のための呼出しにも応じないため、福岡地方裁判所飯塚支部に住宅の明渡し等の訴えを提起したものでございます。

続きまして、議案書の１２３ページをお願いいたします。「報告第２４号」につきましては、市営住宅の管理上必要な和解に関するものでございます。

事件の概要に記載されております４名の者は、住宅使用料等を滞納し、催告にも関わらず納入しなかったため、契約解除を通知したところ、滞納使用料を一部納付し和解の意思を示しております。このため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものです。

今後も引き続き、住宅使用料等の滞納者につきましては、公正・公平性の観点から、厳正に徴収事務を執り行い、使用料収納の適正化に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。１１番　川上直喜議員。

○１１番（川上直喜）

二、三、お尋ねします。この４人の方なんですけど、そこで生活しているという実態はあるんですか。

○議長（城丸秀高）

住宅課長。

○住宅課長（畠井秀三）

現在も生活されております。

○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　入居されている方が４人とは限らないと思いますけれども、健康状態とか安否の確認というのは、できているんですか。
○議長（城丸秀高）
　住宅課長。
○住宅課長（畠井秀三）
　明渡しの方々につきましては、こちらのほうから再度、連絡しているところですが、何も市のほうには、問合せも連絡もないような状況となっておりますので、どういった生活状況かというのは把握できておりません。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　実際にそこで生活できているかどうか、この４人の方について、先ほど確認しているというふうに聞いたと思うんだけど、今のお話だと確認できていないということですか。
○議長（城丸秀高）
　住宅課長。
○住宅課長（畠井秀三）
　現在もお住まいにはなっているというような状況で、その家族の状況など、そういった詳細までは把握できておりません。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　確認できていないというのは、何のことだったんですか。さっき分からないというふうにおっしゃったと思ったけど、聞き間違ったんですか。
○議長（城丸秀高）
　住宅課長。
○住宅課長（畠井秀三）
　住まれている方の健康状態などの個人的なことは、把握できておりません。
○議長（城丸秀高）
　１１番　川上直喜議員。
○１１番（川上直喜）
　住んでいる方全員ではなくて、訴える相手の状態はどうですか。
○議長（城丸秀高）
　住宅課長。
○住宅課長（畠井秀三）
　連絡は適宜取っておるんですが、なかなか連絡に応じてもらえないというような状況でございます。ただ、そこに住んでいることは確かでございます。日に日に使用料もずっと滞納が続いている状態でございましたので、今回、このような訴えの提起ということになっております。
○議長（城丸秀高）
　ほかに質疑はありませんか。
　（「なし」と呼ぶ者あり）
　質疑を終結いたします。本件２件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。
　「報告第２５号　継続費精算報告書の報告（令和７年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会

計）」及び「報告第２６号　令和７年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」、以上２件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（松本一男）

「報告第２５号」、「報告第２６号」について、ご説明を申し上げます。

議案書の１２５ページをお願いいたします。「報告第２５号　継続費精算報告書の報告（令和７年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計）」につきましては、地方自治法施行令第１４５条第２項の規定に基づき、報告するものでございます。

１２６ページ、継続費精算報告書をお願いいたします。１款、競走費、３項、管理費のメインスタンド整備事業につきましては、令和３年度から令和７年度までの事業として、継続費を合計で３６億３１６万９千円計上しておりましたが、実績額は３５億９５６２万６３１１円となりましたことを報告いたします。

次に、議案書の１２７ページをお願いいたします。「報告第２６号　令和７年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、報告するものでございます。

健全化判断比率の表に記載しております実質赤字比率および連結実質赤字比率につきましては、普通会計及び市の会計全体としては赤字ではありませんでしたので、数値の記載はございません。

実質公債費比率につきましては、普通会計における地方債の元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標で、令和７年度は６．７％となっております。

将来負担比率につきましては、普通会計の地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合等への負担も含めた、将来、本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、令和７年度は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、算定なしとなりましたので、数値の記載はございません。

下の表、公営企業の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、令和７年度は全ての公営企業会計において資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。

以上で報告を終わります。

○議長（城丸秀高）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件２件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「署名議員を指名」いたします。７番　藤間隆太議員、２６番　瀬戸　元議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和８年第４回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後　２時３０分　閉会

◎　出席及び欠席議員

（　出席議員　２５名　）

１番	城　丸　秀　髙	１６番	土　居　幸　則
２番	深　町　善　文	１７番	吉　松　信　之
３番	光　根　正　宣	１８番	吉　田　健　一
４番	奥　山　亮　一	１９番	田　中　博　文
７番	藤　間　隆　太	２０番	鯉　川　信　二
８番	藤　堂　　彰	２１番	秀　村　長　利
９番	佐　藤　清　和	２２番	永　末　雄　大
１０番	田　中　武　春	２３番	兼　本　芳　雄
１１番	川　上　直　喜	２４番	小　幡　俊　之
１２番	金　子　加　代	２５番	江　口　　徹
１３番	石　川　華　子	２６番	瀬　戸　　元
１４番	田　中　裕　二	２８番	道　祖　　満
１５番	赤　尾　嘉　則		

（　欠席議員　　１名　）

２７番　坂　平　末　雄

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	兼丸義経		
議会事務局次長	岩熊一昌	議事調査係長	安藤　良
議事総務係長	宮山哲明	書記	伊藤裕美
書記	加世堂沙織	書記	藤嶋祐也

◎　説明のため出席した者

市長	武井政一	財産活用課長	太田智広
副市長	久世賢治	生活支援課長	山野陽治
副市長	許斐博史	住宅課長	畠井秀三
教育長	桑原昭佳	穂波支所経済建設課長	大庭宗嗣
企業管理者	石田愼二	筑穂支所経済建設課長	安武一彦
総務部長	日高政徳	農業委員会事務局長	柴田康弘
行政経営部長	福田憲一		
市民協働部長	小川敬一		
市民環境部長	田中善広		
経済部長	林　利恵		
こども未来部長	榊　敏江		
福祉部長	東　剛史		
都市建設部長	大井慎二		
教育部長	小西由孝		
企業局次長	上野恭裕		
財政課長	松本一男		